

# 令和 2 年 度

## 第 3 回川口市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会

日 時 : 令和 2 年 1 0 月 2 8 日 (水)  
午後 2 時

場 所 : 川口市役所 第一本庁舎 5 階  
5 0 1 会議室

1 開 会

2 議 題

(1) 次期計画素案 (体系等) について

3 そ の 他

4 閉 会

第6期 川口市障害者自立支援福祉計画

第2期 川口市障害児福祉計画

令和3年度～令和5年度

(素案)

2020/10/28 時点

令和3年●月

川 口 市

# 目 次

## 【総論】

第1章	計画の策定にあたって	1
1	策定の背景と趣旨	1
2	障害者福祉計画、障害者自立支援福祉計画、障害児福祉計画	3
3	計画の位置づけ	4
4	計画の期間	4
5	計画の策定方法	5
6	計画対象者の範囲	6
7	国の基本指針の一部改正について	7
第2章	障害者の現状と主要課題	10
1	障害者の現状	10
2	障害者の生活状況	22
3	障害者施策推進のための主要課題	22

## 【川口市障害者福祉計画の進捗状況】

第3章	川口市障害者福祉計画の進捗状況	23
1	基本理念・基本目標	23
2	重点施策・基本施策の進捗状況	24

## 【第6期川口市障害者自立支援福祉計画】

## 【第2期川口市障害児福祉計画】

第4章	サービス必要量の見込み	31
1	令和元年度における成果	31
2	令和5年度の目標値	34
3	目標達成のためのサービス体系	39
4	サービス必要量の見込みと確保方策	41

## 【計画の推進体制】

第5章 計画の推進のために	56
1 各主体の役割	56
2 計画を円滑に推進するための取組み	58
資料編	未
1 川口市社会福祉審議会 障害者福祉専門分科会 委員名簿	未
2 用語解説	未

「障害」という言葉については、法律用語では漢字表記ですが、昨今各地域において「障がい」あるいは「しょうがい」といった表記もみられます。  
本市では、漢字表記で「障害」とすることとしています。

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 策定の背景と趣旨

### （国・県の動向）

平成25年4月に障害者自立支援法が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法<sup>1</sup>）」として改正され、制度の狭間にいた難病<sup>2</sup>等が障害に加わりました。

平成25年6月には、障害者に対する差別禁止、合理的配慮<sup>3</sup>の提供を求める「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が成立（平成28年4月施行）し、平成26年1月に障害者権利条約を日本も批准しました。

平成28年6月には「障害者総合支援法」と「児童福祉法<sup>4</sup>」が改正され、障害者が望む地域生活を支援するため、自立生活援助や就労定着支援といったサービス、高齢障害者の介護保険サービス利用時の負担軽減の仕組みなどが設けられました。また、障害児支援のニーズの多様化に対応するため、「障害児福祉計画」の策定が義務付けられました。また、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（平成28年5月施行）において、成年後見制度の利用の促進には市町村の取組が不可欠とされ、市町村計画の策定が努力義務とされました。さらには、国では『地域共生社会』（高齢者や障害者に限らず、地域のあらゆる住民が役割を持ち、ともに支え合いながら、自分らしく暮らすことのできる地域社会）という概念を示し、介護保険と障害福祉のサービスを一体的に提供できる「共生型サービス」を創設するなど、その実現に向けた取組みを推進しています。

また、平成29年度から精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた施策が取り込まれるとともに、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」（平成30年6月施行）、「ギャンブル等依存症対策基本法」（平成30年10月施行）、「障害者雇用促進法」（令和元年6月改正、段階的施行）、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」（令和元年6月施行）など障害者を取り巻く環境の向上に向けて数多くの法律が施行されています。

このように、近年における障害者施策は、障害者の自立と社会、経済、文化などのあらゆる分野への参加を促進することを目的として実施されてきました。県においても、国の制度改革の流れを見据えながら、障害者支援計画を策定し、障害のある人もない人も分け

<sup>1</sup> 正式な名称は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」で、平成24年6月に制定された。従来の障害者自立支援法を一部改正した法律である。障害者及び障害児等が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活・社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービス等を総合的に行うこと、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的としている。

<sup>2</sup> 原因が不明で、治療方法も未確立で、かつ後遺症を残すおそれがある病気をいう。経過が慢性的で、医療費がかかることや、介護等に人手を要するために、家族にとっては経済的・精神的な負担が大きくなる。「難病の患者に対する医療等に関する法律」等により、平成27年1月から新たな医療費助成制度が始まり、現在は330疾病が指定難病に指定されている。

<sup>3</sup> 障害者権利条約第2条で、「障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。」と定義されている。実質的な機会均等を確保するために必要で適切な変更及び調整がないことを、障害者権利条約では「差別」であるとしている。

<sup>4</sup> 児童に対する虐待の禁止、児童虐待の予防及び早期発見その他の児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援のための措置等を定めた法律。平成28年6月の改正により、障害児福祉計画の策定が義務付けられた。

隔てられることなく、地域の中で共に育ち、学び、生活し、働き、活動できる社会（共生社会）の実現をめざし、施策を実施しています。

これからは、障害者基本法や障害者総合支援法を踏まえ、市町村が実施主体となり地域福祉の実現をめざし、障害者があらゆる分野において社会から分け隔てられることなく、障害者が自ら選択する生活を営むための支援の充実、平等な社会参加を基本とした施策を総合的に展開することが求められています。

### （市の動向）

本市では、平成30年3月に「ともに生き、みんなが元気に輝くまち」を基本理念とした川口市障害者福祉計画、第5期川口市障害者自立支援福祉計画及び第1期川口市障害児福祉計画を策定し、総合的かつ計画的に障害者施策を進めています。また、平成30年4月からは中核市としての取組みも行っております。

議員提案により、手話は言語であるという基本理念をもとに川口市手話言語条例が制定（平成29年6月）され、手話を使うことが尊重され、意思疎通が図りやすい環境づくりを進めています。また、平成31年1月からは障害者が困っていることなどを理解して、ちょっとした手助けや配慮を実践する「あいサポーター」の活動を通じて、障害者が暮らしやすい地域社会（共生社会）を一緒につくっていく『あいサポート運動』に取り組んでいます。

障害者施策は、福祉サービスにとどまらず、保健・医療、教育、雇用、住まい、防犯・防災、まちづくりなど広範囲にわたるだけでなく、高齢者福祉や子ども家庭福祉に比べて、ライフステージをまたがる支援を必要とする分野です。また、発達障害や高次脳機能障害<sup>5</sup>、難病などといった人たちへの支援、障害があるがゆえに差別や不利益を被るような人権問題への対応など、障害者が住み慣れた地域で安心して生活を送るためのきめ細かな取組みも求められます。

### （策定の趣旨）

この計画は、障害者福祉を取り巻く環境の変化やニーズに対応し、地域に暮らすすべての人がいきいきと生活できる社会の実現をめざして、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、現行の第5期川口市障害者自立支援福祉計画・第1期川口市障害児福祉計画（平成30年度～令和2年度）を見直し策定するものです。

---

<sup>5</sup> 病気や事故による脳の損傷により、注意力や集中力の低下、感情の抑制や簡単な動作がうまくできない、よく知っている道で迷うなどの症状が現れる障害。

## 2 障害者福祉計画、障害者自立支援福祉計画、障害児福祉計画

現在、本市には、障害者に関わる行政計画として、①川口市障害者福祉計画と②川口市障害者自立支援福祉計画、③障害児福祉計画の3計画があります。今回、改定する計画はサービス必要見込量の設定と見込量確保のための方策等を定める②③の計画となります。

### ①川口市障害者福祉計画

川口市障害者福祉計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく法定計画であり、本市における障害者に関する総合的な施策について基本計画を定めるものです。

#### 【施策の内容】

障害者の権利擁護、社会参加、保健・医療・福祉、療育<sup>6</sup>、教育、移動手段・生活環境、市民への意識啓発などさまざまな施策を定める。また、障害者自立支援福祉計画に位置づけられている障害福祉サービスのあり方も包含します。

### ②川口市障害者自立支援福祉計画

川口市障害者自立支援福祉計画は、障害者総合支援法第88条第1項に基づく法定計画であり、障害者が自立した日常生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業等を身近な地域において計画的に提供するための実施計画として定めるものです。

#### 【施策の内容】

生活・就労・居住等の支援を目的とする指定障害福祉サービスと地域生活支援事業の提供体制の整備とともに、サービス必要見込量の設定と見込量確保のための方策等を定めます。

### ③川口市障害児福祉計画

川口市障害児福祉計画は、児童福祉法第33条の20に基づく法定計画であり、障害児通所支援等の提供体制の確保、その他障害児通所支援等の円滑な実施に関する計画として定めるものです。

#### 【施策の内容】

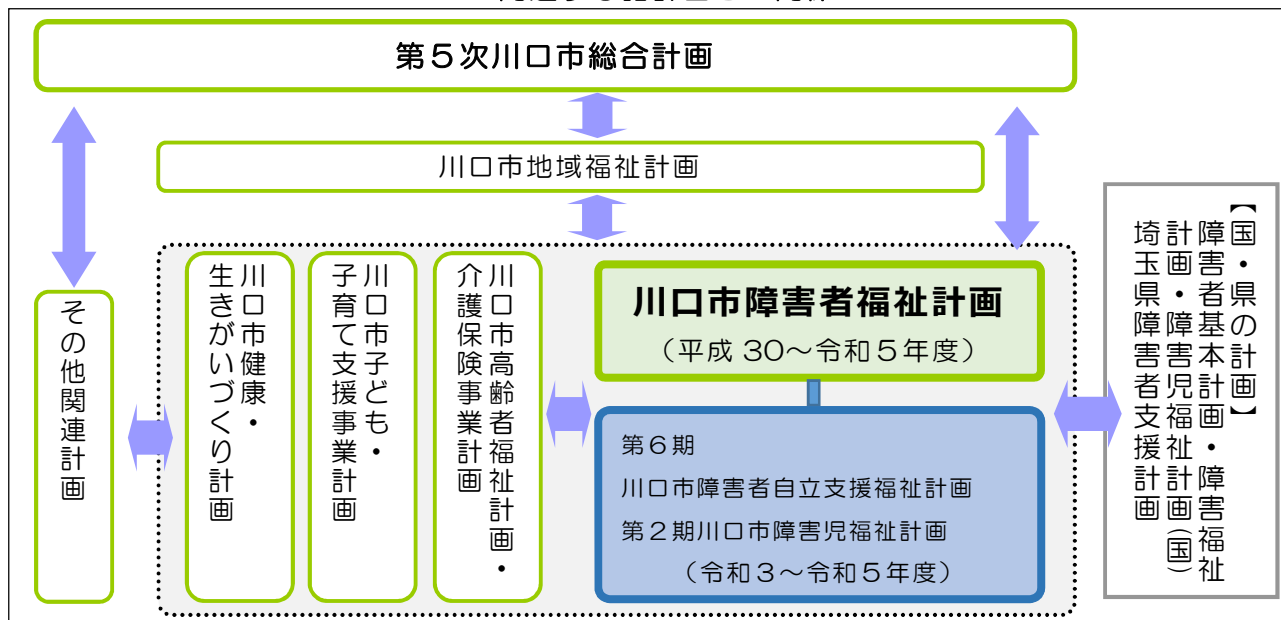
障害福祉サービスと同様に障害児支援のニーズ等の把握・分析を踏まえ、障害児通所支援等の提供体制の整備とともに、サービス必要見込量の設定と見込量確保のための方策等を定めます。

<sup>6</sup>心身に障害のある児童（障害児）に対し、適切な治療等を行い、障害の治癒や軽減を図りながら教育すること。乳幼児期から学童期にかけては、基本的な生活習慣の確立、知的発達、運動発達、情緒の発達、社会性の発達など、人間の成長過程でも最も重要な時期であり、その早い段階で障害を早期発見し、早期療育を行うことが、軽減・治癒の効果が高いとされている。

### 3 計画の位置づけ

「障害者福祉計画」、「障害者自立支援福祉計画」及び「障害児福祉計画」の3つの計画は、本市の上位計画である総合計画や地域福祉計画、関連する保健、福祉、子育て、住宅、まちづくり、防災等の計画と連携して推進されるものです。

■ 関連する諸計画との関係



### 4 計画の期間

障害者自立支援福祉計画及び障害児福祉計画の期間は、令和3年度から令和5年度までの3か年です。

■ 計画の期間

区分	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
総合計画	第5次川口市総合計画(平成28～令和7年度)							第6次川口市総合計画				
障害者福祉計画	川口市障害者福祉計画						川口市障害者福祉計画					
障害者自立支援福祉計画	第5期		第6期			第7期			第8期			
障害児福祉計画	第1期		第2期			第3期			第4期			



## 5 計画の策定方法

### (1) 川口市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会での審議

計画の策定にあたっては、川口市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会において協議・検討を行いました。

専門分科会は、学識経験者や市内の関係機関、障害者関係団体の代表で構成されています。

### (2) 市民等の意見の反映等

#### ① 障害者、障害児、障害者関係団体、サービス提供事業所等の意見把握

計画の策定にあたっては、障害者ご本人や障害児の保護者、一般市民、市内で活動する障害者関係団体、サービス提供事業所等へのアンケート調査を実施し、意見・要望等を把握しました。

また、障害者関係団体を対象にした意見交換会も実施しました。

#### ■ アンケート調査の概要

区分	調査対象者	回収率（回収数）
①市民	18歳以上の川口市民のうち、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害 <sup>7</sup> 者保健福祉手帳を持っている人、自立支援医療（精神通院医療）を利用している人の中から無作為に抽出した3,000人	35.5%（1,066人）
②子ども	障害者手帳を持っている18歳未満の市民の中から無作為に抽出した1,095人の保護者	48.4%（530人）
③施設利用	18歳以上の川口市民のうち、身体障害者手帳または療育手帳を持っている人で施設に入所している人の中から無作為に抽出した300人	45.7%（137人）
④一般市民	18歳以上の川口市民の中から無作為に抽出した3,000人	38.7%（1,160人）
⑤関係団体	障害者福祉団体（9団体）	66.7%（6団体）
⑥事業所	障害福祉サービス提供事業所（165事業所）	60.6%（100事業所）
	7,569人・事業所	39.6%（2,999人・事業所）

<sup>7</sup> 統合失調症、うつ病などの気分障害、薬物・アルコールなどの依存症、パニック障害、不安障害、てんかん、認知症等のため、精神や行動における特定の症状を呈することによって、機能的な障害を伴っている状態をいう。

また、精神障害のため生活のしづらさを抱えている方を精神障害者という。なお、精神障害者には発達障害や高次脳機能障害も含まれる。

### ■意見交換会、ヒアリング調査の概要

区 分	概 要
意見交換会	[第1回] 目 的：障害者（介助者を含む）の生活実態と課題を把握する。 実施対象：各障害別障害者団体関係者及び障害者 8名 実施時期：令和2年8月5日（水）
	[第2回] 目 的：計画（案）に対する異見・要望を把握する。 実施対象：各障害別障害者団体関係者及び障害者 実施時期：令和3年1月●日（●）

### ② パブリック・コメント

計画の策定にあたっては、計画案について広く市民から意見を募集し計画に反映させるため、パブリック・コメントを実施しました。

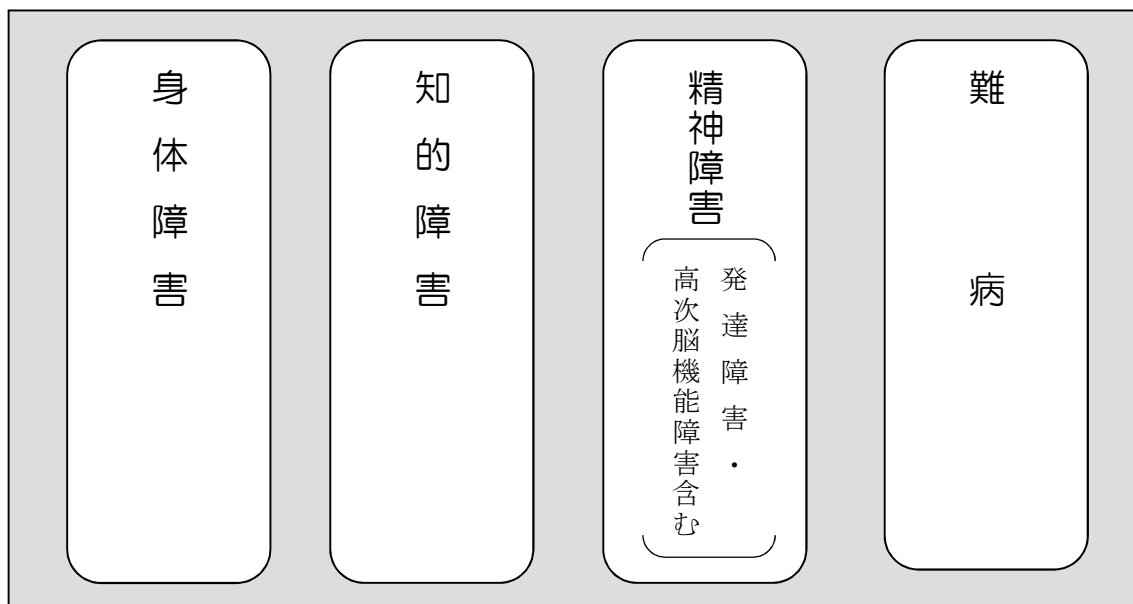
#### ■意見募集の概要

区 分	実 施 概 要
意見募集期間	令和●年●月●日（●）～令和●年●月●日（舞う）
募集の周知方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「広報かわぐち」（令和●年●月号）において、パブリック・コメントの実施を広報</li> <li>・ホームページに計画（案）を掲載</li> <li>・障害福祉課及び市政情報コーナーで計画（案）を閲覧</li> </ul>
意見の提出方法	書面の持参、郵送、FAX、電子メール

## 6 計画対象者の範囲

計画では、障害者基本法第2条第1項に基づき、身体障害・知的障害・精神障害（発達障害、高次脳機能障害を含む）並びに難病も対象とします。

#### ■計画対象者の範囲



## 7 国の基本指針の一部改正について

第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画を策定するにあたり、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」が次のとおり一部改正されました。本市では、この改正内容を踏まえた障害者福祉施策を推進していきます。

### ◎基本的理念に関わる事項の見直し

#### ■地域生活支援体制の確保

入所等から地域生活への移行について、日中サービス支援型指定共同生活援助により常時の支援体制を確保すること等により、地域生活を希望する者が地域での暮らしを継続することができるような体制を確保する

#### ■地域共生社会の実現にむけた多様な支援体制の構築

地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作りや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域の実態等を踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取り組む

#### ■福祉人材の確保に向けた取組

人材を確保するため、研修の実施、多職種間の連携の推進、障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等に、関係者が協力して取り組む

#### ■障害者の多様な社会参画の機会創出

障害者の社会参加を促進するため、多様なニーズを踏まえ、特に障害者の文化芸術活動の推進や、視覚障害者等の読書環境の計画的な整備の推進を図る

### ◎障害福祉サービスの提供体制の確保に関する事項の見直し

#### ■多様な障害特性に対するサービス提供体制の推進

強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者に対する支援体制の充実や、アルコール、薬物及びギャンブル等をはじめとする依存症対策を推進する

### ◎相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方に係る事項の見直し

#### ■相談支援事業の質の向上

各地域における相談支援の検証・評価を行い、各種機能の更なる強化・充実に向けた検討を行う

#### ■発達障害者への支援体制の充実

ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の支援体制を確保する発達障害の診断等を専門的に行う医療機関の確保が重要である

## ◎障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方に係る事項の見直し

### ■児童発達支援センターの機能強化

児童発達支援センターについて、地域支援機能を強化し地域社会への参加やインクルージョンの推進を図る

### ■障害児入所施設におけるケアの質の向上

小規模化によるケアの充実や、地域との連携に関する必要性を明記する

### ■入所児童の退所後の地域生活に関する協議の場

入所児童の18歳以降の支援について、必要な協議を行うための体制整備の必要性を明記する

### ■多様な障害児通所支援の実施

障害児通所支援について、学校の空き教室の活用等の実施体制を検討することを明記する

### ■難聴児支援の充実

児童発達支援センターや特別支援学校等を活用した、支援のための中核的機能を有する体制確保の必要性を明記する

### ■特別な支援が必要な障害児の把握

重症心身障害児や医療的ケア児の支援にあたり、人数やニーズ等の実態把握や、管内の支援体制の現状把握の必要性を明記する

### ■重症心身障害児・医療的ケア児のショートステイの質の向上

重症心身障害児や医療的ケア児が利用するショートステイについて、家庭的環境を踏まえた支援が必要であることや、ニーズの多様化を踏まえた協議会等を活用した役割分担の必要性を明記する

### ■医療的ケア児支援に係るコーディネーターの役割

医療的ケア児支援に係るコーディネーターに必要な具体的役割を明記する

## ◎障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標の設定

### ■福祉施設の入所者の地域生活への移行

- ・令和元年度の施設入所者の6%以上の地域生活への移行
- ・令和元年度の施設入所者数から1.6%以上の削減

### ■精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・入院後1年以内に退院した精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域生活日数（316日以上）

- ・精神病床における入院後3か月時点の退院率（69%以上）
- ・精神病床における入院後6か月時点の退院率（86%以上）
- ・精神病床における入院後9か月時点の退院率（92%以上）

#### ■地域生活支援拠点等の整備

- ・地域生活支援拠点施設の整備（1箇所以上）
- ・年1回以上の運用状況の点検、検証

#### ■福祉施設から一般就労への移行等

- ・令和5年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を令和元年度実績の1.27倍とする
- ・令和5年度中に就労移行支援事業を通じた一般就労への移行者数を令和元年度実績の1.30倍とする
- ・令和5年度中に就労継続支援A型事業を通じた一般就労への移行者数を令和元年度実績の1.26倍とする
- ・令和5年度中に就労継続支援B型事業を通じた一般就労への移行者数を令和元年度実績の1.23倍とする
- ・令和5年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者の内、7割が就労定着支援事業を利用する
- ・就労定着支援事業所の内、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とする

#### ■障害児支援の提供体制の整備等

- ・令和5年度末までに児童発達支援センターを各市町村または各圏域に1箇所以上設置する
- ・令和5年度末までに児童発達支援センター等において、保育所等訪問支援を実施できる体制を整備すること
- ・令和5年度末までに重心児を支援する、児童発達支援事業所及び放デイを1箇所以上整備する
- ・令和5年度末までに、医療的ケア児の支援のための関係機関の協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する

#### ■相談支援体制の充実・強化など

- ・令和5年度末までに各市町村または各圏域において総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保する

#### ■障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

- ・令和5年度末までに都道府県及び市町村において、障害福祉サービスの質の向上を図るための取組を実施する体制を構築する

## 第2章 障害者の現状と主要課題

### 1 障害者の現状

#### (1) 障害者数

令和2年3月31日現在、本市における障害者手帳所持者数は26,245人であり、このうち、身体障害者が17,702人(障害者数の67.4%)、知的障害者が3,931人(同15.0%)、精神障害者が4,612人(同17.6%)となっています。

平成27年度以降の推移をみると、いずれの障害者数も増加していますが、特に精神障害者の増加が顕著です。また、令和元年度の本市の人口に占める障害者数の割合は4.34%であり、障害者数はこの5年間に12.3%増加していることから、今後も障害者数が増えていくと予想されます。

なお、令和2年3月31日現在の障害者自立支援医療(精神通院)受給者数は8,950人と、この5年間に24.4%増加しています。

#### ■人口及び障害者数の推移

(単位：人)

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	増加率
人 口	590,209	593,485	596,505	601,055	604,675	2.5%
身体障害者	16,701	16,908	17,208	17,375	17,702	6.0%
知的障害者	3,353	3,487	3,624	3,787	3,931	17.2%
精神障害者	3,322	3,590	3,901	4,224	4,612	38.8%
障害者合計	23,376	23,985	24,733	25,386	26,245	12.3%
障害者の割合	3.96%	4.04%	4.15%	4.22%	4.34%	0.38ポイント
(参 考)						
自立支援医療	7,196	7,579	8,012	8,552	8,950	24.4%

(注) 1 人口は住民基本台帳人口(各年度4月1日現在)

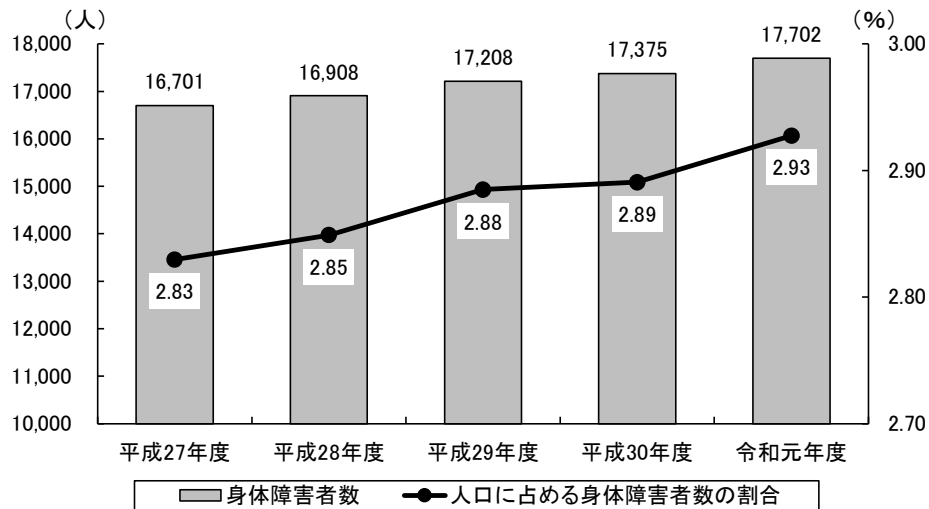
2 身体障害者、知的障害者及び精神障害者は各手帳所持者数、自立支援医療は障害者自立支援医療(精神通院)受給者数(各年度3月31日現在)※市で保有しているデータに基づき作成

## (2) 身体障害者の状況

### ① 総数

身体障害者数は年々増加しており、令和2年3月31日現在で17,702人となっています。また、人口に占める身体障害者数の割合も、平成27年度の2.83%から令和元年度には2.93%へ上昇しています。

■ 身体障害者数の推移



(注) 各年度3月31日現在

### ② 障害種別

障害種別にみると、令和2年3月31日現在で肢体不自由が最も多く8,601人(全体の48.6%)、次いで内部障害<sup>8</sup>が6,290人(同35.5%)となっています。

■ 障害種別身体障害者数の推移

(単位：人)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
視覚障害	1,096 6.6%	1,130 6.7%	1,138 6.6%	1,165 6.7%	1,173 6.6%
聴覚・平衡機能障害	1,127 6.7%	1,165 6.9%	1,174 6.8%	1,196 6.9%	1,243 7.0%
音声・言語そしゃく機能障害	201 1.2%	201 1.2%	205 1.2%	205 1.2%	207 1.2%
肢体不自由	8,719 52.2%	8,699 51.4%	8,719 51.2%	8,592 49.5%	8,601 48.6%
内部障害	5,430 32.5%	5,578 33.0%	5,828 33.9%	6,049 34.8%	6,290 35.5%
免疫機能障害 <sup>9</sup>	128 0.8%	135 0.8%	144 0.8%	168 1.0%	188 1.1%
合計	16,701	16,908	17,208	17,375	17,702

(注) 1 各年度3月31日現在  
2 下段は構成比

<sup>8</sup> 心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸、肝臓など体の内部の機能障害をいう。

<sup>9</sup> ヒト免疫不全ウイルス(HIV)による免疫の機能の障害をいう。

### ③ 障害の等級別

障害の等級別にみると、令和2年3月31日現在で1・2級（重度）の人が8,798人（全体の49.7%）、3・4級（中度）の人が6,993人（同39.5%）、5・6級（軽度）の人が1,911人（同10.8%）となっており、平成27年度に比べていずれの等級も増加しています。

#### ■等級別身体障害者数の推移

（単位：人）

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
1 級	5,994 35.9%	6,086 36.0%	6,224 36.2%	6,274 36.1%	6,383 36.1%
2 級	2,409 14.4%	2,429 14.4%	2,410 14.0%	2,401 13.8%	2,415 13.6%
3 級	2,653 15.9%	2,623 15.5%	2,629 15.3%	2,669 15.4%	2,684 15.2%
4 級	3,961 23.7%	4,026 23.8%	4,121 23.9%	4,188 24.1%	4,309 24.3%
5 級	926 5.5%	951 5.6%	987 5.7%	972 5.6%	1,003 5.7%
6 級	758 4.5%	793 4.7%	837 4.9%	871 5.0%	908 5.1%
合 計	16,701	16,908	17,208	17,375	17,702

（注）1 各年度3月31日現在

2 下段は構成比

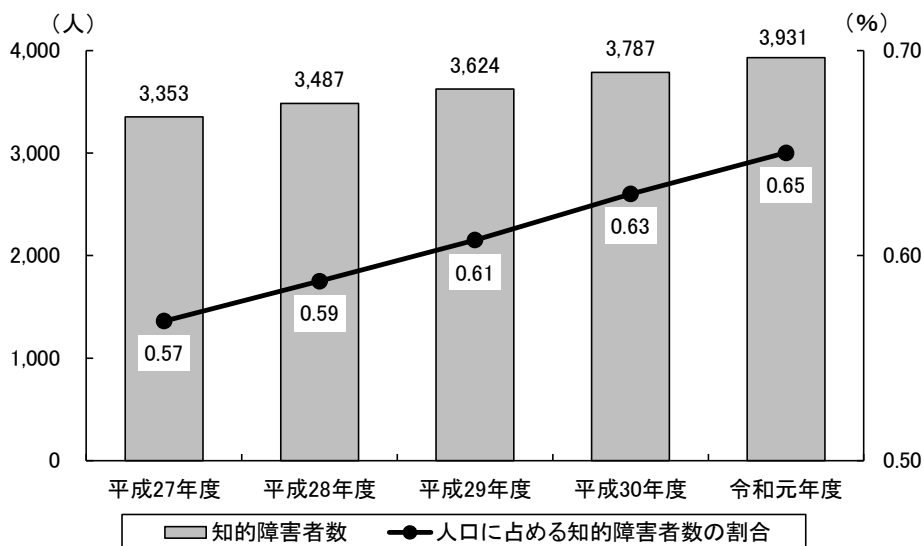


### (3) 知的障害者の状況

#### ① 総数

知的障害者数は年々増加しており、令和2年3月31日現在で3,931人となっています。また、人口に占める知的障害者数の割合も、平成27年度の0.57%から令和元年度には0.65%へ上昇しています。

■ 知的障害者数の推移



(注) 各年度3月31日現在

#### ② 障害の程度別

障害の程度別にみると、令和2年3月31日現在で最重度は733人(全体の18.6%)、重度は810人(同20.6%)、中度は1,153人(同29.3%)、軽度は1,235人(同31.4%)となっており、平成27年度に比べて特に軽度が増加しています。

■ 程度別知的障害者数の推移

(単位：人)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
最重度	672 20.0%	684 19.6%	709 19.6%	721 19.0%	733 18.6%
重 度	752 22.4%	767 22.0%	775 21.4%	800 21.1%	810 20.6%
中 度	988 29.5%	1,038 29.8%	1,062 29.3%	1,109 29.3%	1,153 29.3%
軽 度	941 28.1%	998 28.6%	1,078 29.7%	1,157 30.6%	1,235 31.4%
合 計	3,353	3,487	3,624	3,787	3,931

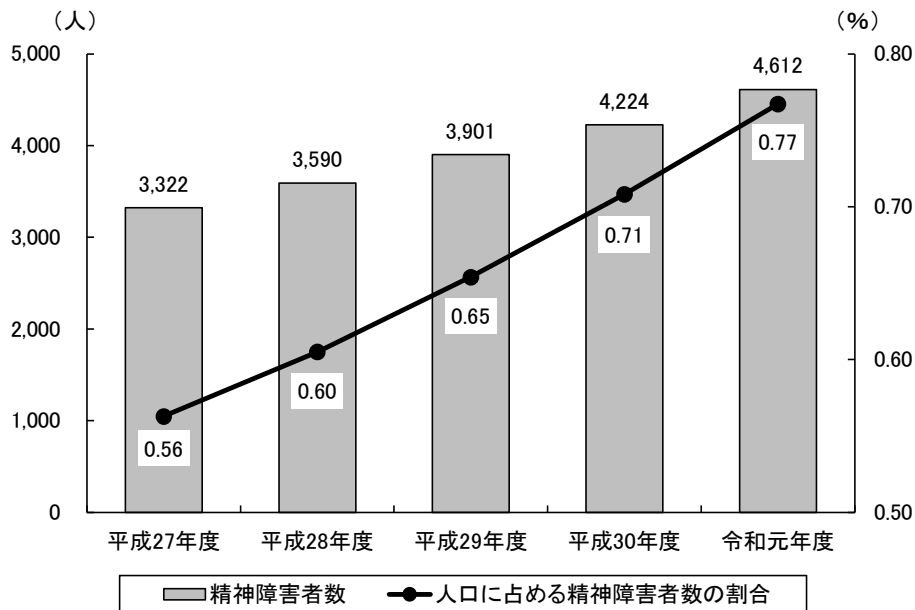
(注) 1 各年度3月31日現在  
2 下段は構成比

## (4) 精神障害者の状況

### ① 総数

精神障害者数は年々増加しており、令和2年3月31日現在で4,612人となっています。また、人口に占める精神障害者数の割合も、平成27年度の0.56%から令和元年度には0.77%へ上昇しています。

■精神障害者数の推移



(注) 各年度3月31日現在

### ② 障害の等級別

障害の等級別にみると、令和2年3月31日現在で1級が417人(全体の9.0%)、2級が2,763人(同59.9%)、3級が1,432人(同31.0%)となっており、平成27年度に比べていずれの等級も増加しています。

■等級別精神障害者数の推移

(単位：人)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
1級	301 9.1%	333 9.3%	386 9.9%	393 9.3%	417 9.0%
2級	2,042 61.5%	2,165 60.3%	2,369 60.7%	2,542 60.2%	2,763 59.9%
3級	979 29.5%	1,092 30.4%	1,146 29.4%	1,289 30.5%	1,432 31.0%
合計	3,322	3,590	3,901	4,224	4,612

(注) 1 各年度3月31日現在  
2 下段は構成比

## (5) 障害児の就学状況

### ① 障害児の就学状況

市内の小・中学校特別支援学級<sup>10</sup>及び通級指導教室<sup>11</sup>に通う児童生徒数は年々増加しており、平成31年4月1日現在で特別支援学級に通う小学生が404人、中学生が194人、通級指導教室に通う小中学生が328人となっています。

#### ■市内の特別支援学級・通級指導教室児童生徒数の推移

(単位：人)

区 分	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
特別支援学級（小学生）	248	100.0%	283	100.0%	324	100.0%	373	100.0%	404	100.0%
知的障害	125	50.4%	141	49.8%	171	52.8%	187	50.1%	198	49.0%
情緒障害	123	49.6%	142	50.2%	153	47.2%	186	49.9%	206	51.0%
特別支援学級（中学生）	142	100.0%	148	100.0%	184	100.0%	177	100.0%	194	100.0%
知的障害	79	55.6%	82	55.4%	93	50.5%	94	53.1%	104	53.6%
情緒障害	63	44.4%	66	44.6%	91	49.5%	83	46.9%	90	46.4%
通級指導教室（小中学生）	227	100.0%	267	100.0%	277	100.0%	295	100.0%	328	100.0%
難聴・言語障害	137	60.4%	159	59.6%	181	65.3%	196	66.4%	219	66.8%
発達障害・情緒障害	90	39.6%	108	40.4%	96	34.7%	99	33.6%	109	33.2%

(注) 各年度 4 月 1 日現在  
資料提供：川口市指導課

<sup>10</sup> 小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校に、教育上特別な支援を必要とする児童及び生徒のために置かれた学級。

<sup>11</sup> 言語障害、難聴、学習障害（LD）、注意欠如多動性障害（ADHD）等の児童生徒に対して、一人一人の児童生徒の障害に応じた特別の指導を行う教室。児童生徒は、各教科の指導は主として通常の学級で受け、必要な時間を通級指導教室に通う。

令和元年5月1日現在、県内の特別支援学級に通う児童生徒数は9,417人、特別支援学校<sup>12</sup>に通う幼児児童生徒数は7,898人、通級指導教室で教育を受けている児童生徒数は4,052人となっており、このうち、義務教育段階の児童生徒数は17,826人で、県内学齢児童生徒数（560,063人）の3.2%にあたります。

### ■県における特別支援教育の状況

（単位：人）

区 分		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
			構成比		構成比		構成比		構成比		構成比
特別 支援 学級	小学校	4,314	25.1%	4,878	26.9%	5,424	28.3%	6,057	29.7%	6,601	30.9%
	中学校	2,320	13.5%	2,412	13.3%	2,504	13.1%	2,615	12.8%	2,816	13.2%
	小 計	6,634	38.7%	7,290	40.2%	7,928	41.4%	8,672	42.6%	9,417	44.1%
通級指導教室		3,341	19.5%	3,449	19.0%	3,642	19.0%	3,884	19.1%	4,052	19.0%
特別 支援 学校	幼稚部	58	0.3%	56	0.3%	54	0.3%	60	0.3%	72	0.3%
	小学部	2,276	13.3%	2,411	13.3%	2,490	13.0%	2,613	12.8%	2,721	12.7%
	中学部	1,516	8.8%	1,525	8.4%	1,569	8.2%	1,596	7.8%	1,636	7.7%
	高等部	3,283	19.1%	3,339	18.4%	3,438	17.9%	3,500	17.2%	3,431	16.1%
	高等部専攻科	46	0.3%	44	0.2%	44	0.2%	38	0.2%	38	0.2%
	小 計	7,179	41.9%	7,375	40.7%	7,595	39.6%	7,807	38.3%	7,898	37.0%
合 計		17,154	100.0%	18,114	100.0%	19,165	100.0%	20,363	100.0%	21,367	100.0%

（注）各年度5月1日現在

資料：埼玉の特別支援教育

<sup>12</sup> 障害者等が「幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準じた教育を受けること」と「学習上または生活上の困難を克服し、自立が図られること」を目的とした学校。なお、旧盲学校、旧聾学校、旧養護学校は、平成19年4月1日から「特別支援学校」となっている。

## ■県における学校種別・障害別特別支援教育の状況

(単位：人)

区 分	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	
特別支援 学級 小・中学校	知的障害	3,818	57.6%	4,044	55.5%	4,230	53.4%	4,488	51.8%	4,725	50.2%
	肢体不自由	40	0.6%	44	0.6%	41	0.5%	42	0.5%	46	0.5%
	身体虚弱	20	0.3%	18	0.2%	26	0.3%	31	0.4%	36	0.4%
	弱 視	15	0.2%	17	0.2%	17	0.2%	15	0.2%	14	0.1%
	難 聴	2	0.0%	2	0.0%	3	0.0%	7	0.1%	10	0.1%
	言語障害	1	0.0%	1	0.0%	4	0.1%	6	0.1%	6	0.1%
	自閉症・情緒障害	2,738	41.3%	3,164	43.4%	3,607	45.5%	4,083	47.1%	4,580	48.6%
	合 計	6,634	100.0%	7,290	100.0%	7,928	100.0%	8,672	100.0%	9,417	100.0%
特別支援 学校 小・中学部	視覚障害	47	1.2%	48	1.3%	54	1.3%	49	1.2%	50	1.1%
	聴覚障害	179	4.7%	172	4.5%	167	4.1%	163	3.9%	162	3.7%
	病 弱	94	2.5%	115	3.0%	94	2.3%	98	2.3%	95	2.2%
	肢体不自由	900	23.7%	832	22.0%	893	22.0%	887	21.1%	883	20.3%
	知的障害	2,572	67.8%	2,615	69.1%	2,851	70.2%	3,012	71.6%	3,167	72.7%
	合 計	3,792	100.0%	3,782	100.0%	4,059	100.0%	4,209	100.0%	4,357	100.0%

(注) 各年度5月1日現在  
資料：埼玉の特別支援教育

### ② 特別支援学校卒業生の進路

県内の特別支援学校高等部卒業生の進路状況は、「就職」「授産所・施設等」が全体の9割前後を占めており、多くの卒業生は高等学校に準じた教育で終わっています。

### ■県内特別支援学校（県公立・国立）高等部卒業生の進路状況の推移

(単位：人)

区 分	進 学	就 職	職業訓練校	リハビリ センター	授産所・ 施設等	在家庭	家事手伝い	その他	合 計
平成26年度	24	326	15	7	664	32	1	12	1,081
平成27年度	11	330	9	2	658	17	2	13	1,042
平成28年度	24	341	5	6	606	30	0	7	1,019
平成29年度	20	356	12	2	653	25	0	11	1,079
平成30年度	16	402	6	4	656	29	4	18	1,135

(注) 各年度3月31日現在  
資料：埼玉の特別支援教育

## (6) 障害福祉サービスの利用状況

### ① 障害支援区分認定の状況

平成31年3月31日現在の障害支援区分認定の状況を見ると、「区分6」が最も多く38.1%、次に「区分5」が17.7%と続いています。

障害種別にみると、知的障害者が最も多く480人、次に身体障害者が229人、精神障害者が129人、難病患者が2人となっています。

身体障害者、知的障害者ではともに「区分6」、精神障害者では「区分2」がそれぞれ最も多くなっています。

### ■障害支援区分認定の状況

(単位：人)

区 分	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	計
身体 障害者	0 —	0 —	18 7.9%	45 19.7%	33 14.4%	29 12.7%	104 45.4%	229 100.0%
知的 障害者	0 —	1 0.2%	24 5.0%	47 9.8%	81 16.9%	115 24.0%	212 44.2%	480 100.0%
精神 障害者	0 —	2 1.6%	51 39.5%	48 37.2%	21 16.3%	3 2.3%	4 3.1%	129 100.0%
難病患者	0 —	0 —	0 —	0 —	0 —	2 100.0%	0 —	2 100.0%
合 計	0 —	3 0.4%	93 11.1%	140 16.7%	135 16.1%	149 17.7%	320 38.1%	840 100.0%

(注) 平成31年3月31日現在  
資料提供：川口市障害福祉課

## ② 障害福祉サービスの利用状況

第5期計画における障害福祉サービスの計画値と実績値は以下のとおりです。

令和元年度をみると、訪問系サービス、居住系サービスは概ね計画どおりの進捗となっています。日中活動系サービスでは、「自立訓練（生活訓練）」「宿泊型自立訓練」「短期入所（医療型）」の進捗率が低くなっています。また障害児サービスでは、「医療型児童発達支援」について実績値が計画値を大幅に上回っています。

### ■障害福祉サービスの利用状況

サービス種別	平成29年度			平成30年度			令和元年度			
	計画値	実績値	進捗率	計画値	実績値	進捗率	計画値	実績値	進捗率	
<b>(1) 訪問系サービス</b>										
居宅介護 (ホームヘルプ)	時間	11,923	11,520	96.6%	11,589	13,991	120.7%	11,658	13,996	120.1%
	人数	538	555	103.2%	575	612	106.4%	595	652	109.6%
重度訪問介護	時間	8,689	6,939	79.9%	7,659	7,536	98.4%	8,379	7,615	90.9%
	人数	14	16	114.3%	18	19	105.6%	20	20	100.0%
同行援護	時間	1,315	1,184	90.0%	1,255	1,399	1.1%	1,326	1,455	109.7%
	人数	59	77	130.5%	84	89	106.0%	91	87	95.6%
行動援護	時間	1,923	2,247	116.8%	2,456	2,585	105.3%	2,665	2,594	97.3%
	人数	81	79	97.5%	82	86	104.9%	85	94	110.6%
重度障害者 <sup>13</sup> 等包括支援	時間	0	0	-	0	0	-	0	0	-
	人数	0	0	-	0	0	-	0	0	-
<b>(2) 日中活動系サービス</b>										
生活介護	人日分	19,052	15,733	82.6%	16,315	17,025	104.4%	16,897	16,796	99.4%
	人数	866	794	91.7%	810	841	103.8%	826	835	101.1%
自立訓練 (機能訓練 <sup>14</sup> )	人日分	440	128	29.1%	130	209	160.8%	130	164	126.2%
	人数	20	12	60.0%	12	14	116.7%	12	10	83.3%
自立訓練 (生活訓練)	人日分	858	322	37.5%	325	333	102.5%	325	190	58.5%
	人数	39	17	43.6%	17	19	111.8%	17	11	64.7%
宿泊型自立訓練	人日分	837	400	47.8%	400	301	75.3%	400	62	15.5%
	人数	27	14	51.9%	14	10	71.4%	14	2	14.3%
就労移行支援	人日分	4,422	2,720	61.5%	2,883	2,456	85.2%	3,046	2,764	90.7%
	人数	201	152	75.6%	157	142	90.4%	162	165	101.9%
就労移行支援 (養成施設)	人日分	22	0	-	5	21	420.0%	5	60	1200.0%
	人数	1	0	-	1	1	100.0%	1	3	300.0%
就労継続支援 (A型)	人日分	2,838	2,644	93.2%	2,800	3,062	109.4%	2,900	3,051	105.2%
	人数	129	133	103.1%	150	154	102.7%	160	152	95.0%
就労継続支援 (B型)	人日分	13,288	10,909	82.1%	11,134	12,443	111.8%	11,359	12,439	109.5%
	人数	604	616	102.0%	625	655	104.8%	634	719	113.4%
就労定着支援	人数	-	-	-	60	14	23.3%	60	34	56.7%
療養介護	人日分	1,426	1,518	107.2%	1,575	1,486	94.3%	1,632	1,480	90.7%
	人数	46	49	160.5%	50	48	96.0%	51	49	96.1%
短期入所 (福祉型)	人日分	625	844	135.0%	899	991	110.2%	954	1,096	114.9%
	人数	101	150	148.5%	155	178	114.8%	160	216	135.0%
短期入所 (医療型)	人日分	82	38	46.3%	45	24	53.3%	52	27	51.9%
	人数	23	7	30.4%	9	7	77.8%	11	7	63.6%

(注) 1 計画値は第5期川口市障害者自立支援福祉計画。

2 実績値は、各年10月利用分。

3 人日分は、延利用日数{ (月間の利用人数) × (1人1ヶ月当たりの平均利用日数) }

<sup>13</sup> 重度身体障害者とは、身体障害者障害程度等級表の1級又は2級の障害を有する人、3級の障害を2つ以上重複している人を指す。重度知的障害者とは、知的障害者判定機関により知的障害者の程度が重いと判断された人を指す。

<sup>14</sup> 医療的なりハビリテーションを終了した者を対象に、日常動作など日々の周辺環境への適応や、本人への動機づけ等を主な目的として、保健センターなどの公共施設を利用し実施するもの。

## ■障害福祉サービスの利用状況（続き）

サービス種別	平成 29 年度			平成 30 年度			令和元年度			
	計画値	実績値	進捗率	計画値	実績値	進捗率	計画値	実績値	進捗率	
<b>(3) 居住系サービス</b>										
自立生活援助	人数	—	—	5	0	0%	5	0	0%	
共同生活援助(グループホーム)	人数	270	256	94.8%	277	289	104.3%	298	314	105.4%
施設入所支援	人数	335	319	95.2%	313	324	103.5%	307	339	110.4%
<b>(4) 指定相談支援</b>										
計画相談支援	人数	1,700	1,692	99.5%	1,838	1,747	95.0%	1,984	1,823	91.9%
地域移行 <sup>15</sup> 支援	人数	12	1	8.3%	1	0	0%	2	1	50.0%
地域定着支援	人数	6	0	—	0	2	—	0	0	—
<b>(5) 障害児サービス</b>										
児童発達支援	人日分	—	3,645	—	4,327	4,603	106.4%	5,009	5,055	100.9%
	人数	—	374	—	449	452	100.7%	524	517	98.7%
医療型児童発達支援	人日分	12	40	333.3%	40	65	162.5%	40	72	180.0%
	人数	1	4	400.0%	5	8	160.0%	5	9	180.0%
放課後等デイサービス	人日分	—	9,093	—	10,568	11,178	105.8%	12,043	11,372	94.4%
	人数	—	672	—	800	815	101.9%	928	910	98.1%
保育所等訪問支援	人日分	—	22	—	25	15	60.0%	28	13	46.4%
	人数	—	18	—	20	12	60.0%	22	10	45.5%
居宅訪問型児童発達支援	人日分	—	0	—	60	0	0.0%	60	0	—
	人数	—	0	—	5	0	0.0%	5	0	—
障害児相談支援	人数	340	283	83.2%	365	379	103.8%	447	413	92.4%
医療的ケア児コーディネーター配置	人数	—	0	—	0	0	—	1	4	400.0%

- (注) 1 計画値は第5期川口市障害者自立支援福祉計画。  
 2 実績値は、各年 10 月利用分。  
 3 計画相談支援、地域移行支援及び障害児相談支援は各年 10 月時点での支給決定者数としている。  
 4 人日分は、延利用日数{(月間の利用人数) × (1 人 1 ヶ月当たりの平均利用日数)}

<sup>15</sup> 住まいを施設や病院から単に元の家に戻すことなく、障害者が自ら選んだ住まいで安心して、自分らしい暮らしを実現すること。



### ③ 地域生活支援事業の実施状況

第5期計画における地域生活支援事業の計画値と実績値は以下のとおりです。  
令和元年度をみると実績値が計画値を下回っているものが増えてきています。

#### ■ 地域生活支援事業の実施状況

		平成 29 年度			平成 30 年度			令和元年度		
		計画値	実績値	進捗率	計画値	実績値	進捗率	計画値	実績値	進捗率
(1) 理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	—	有	有	—	有	有	—
(2) 自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	—	有	有	—	有	有	—
(3) 相談支援事業										
障害者相談支援事業	実施箇所数	10	10	100.0%	10	10	100.0%	10	10	100.0%
基幹相談支援センター	実施箇所数	10	10	100.0%	10	10	100.0%	10	10	100.0%
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施箇所数	10	10	100.0%	10	10	100.0%	10	10	100.0%
住宅入居等支援事業	実施箇所数	1	1	100.0%	1	1	100.0%	1	0	0.0%
(4) 成年後見制度 <sup>16</sup> 利用支援事業	延利用者数	3	5	166.7%	5	9	180.0%	5	10	200.0%
(5) 成年後見制度法人後見支援事業 <sup>17</sup>	実施の有無	有	有	—	有	有	—	有	有	—
(6) 意思疎通支援事業										
手話通訳者派遣事業	延利用者数	1,200	1,708	142.3%	1,858	1,654	89.0%	2,020	1,622	80.3%
要約筆記者派遣事業	実利用者数	10	50	500.0%	58	31	53.4%	67	48	71.6%
手話通訳者設置事業	実設置者数	1	1	100.0%	1	1	100.0%	1	1	100.0%
(7) 日常生活用具給付等事業										
介護・訓練支援用具	給付件数	67	20	29.9%	35	25	71.4%	35	39	111.4%
自立生活支援用具	給付件数	104	83	79.8%	92	83	90.2%	101	76	75.2%
在宅療養等支援用具	給付件数	49	72	146.9%	80	55	68.8%	89	50	56.2%
情報・意思疎通支援用具	給付件数	55	84	152.7%	91	79	86.8%	98	50	51.0%
排泄管理支援用具	給付件数	8,762	10,248	117.0%	10,516	11,040	105.0%	10,790	11,123	103.1%
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	給付件数	6	17	283.3%	20	12	60.0%	24	3	12.5%
(8) 手話奉仕員養成研修事業	人数	10	2	20.0%	5	1	20.0%	5	2	40.0%
(9) 移動支援事業	実利用者数	395	464	117.5%	498	424	85.1%	536	410	76.5%
	延利用待機数	55,082	50,221	91.2%	51,182	48,380	94.5%	52,161	46,985	90.1%
(10) 地域活動支援センター										
地域活動支援センター	実施箇所数	12	11	91.7%	11	11	100.0%	11	9	81.8%
	延利用者数	30,000	22,000	73.3%	22,440	17,839	79.5%	22,889	12,358	54.0%
(11) 専門性の高い意思疎通支援事業										
盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業	修了者数	—	—	—	0	0	0	1	1	100.0%
盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	利用件数	—	—	—	0	92	—	1	94	9400%
(12) その他事業(任意)										
日常生活支援										
日中一時支援	実施箇所数	118	21	17.8%	23	22	95.7%	25	23	92.0%
	実利用者数	215	121	56.3%	130	128	98.5%	138	145	105.1%
社会参加支援										
広報紙点訳・録音	実施の有無	有	有	—	有	有	—	有	有	—
自動車運転免許助成	実施の有無	有	有	—	有	有	—	有	有	—

(注) 1 計画値は第5期川口市障害者自立支援福祉計画。年間の見込量

<sup>16</sup> 民法に規定されている制度で、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など判断能力の不十分な人が、財産管理や身上監護についての契約などの法律行為について自己決定を行う際に一定の支援を必要とする場合には、その人らしく暮らしていくことができるよう保護し支援する制度。

<sup>17</sup> 障害者総合支援法に位置づけられた地域生活支援事業の一つで、成年後見制度に基づく法人後見活動を支援するため、同事業を実施する団体を対象として研修や組織構築の支援、専門職による支援などを行う。

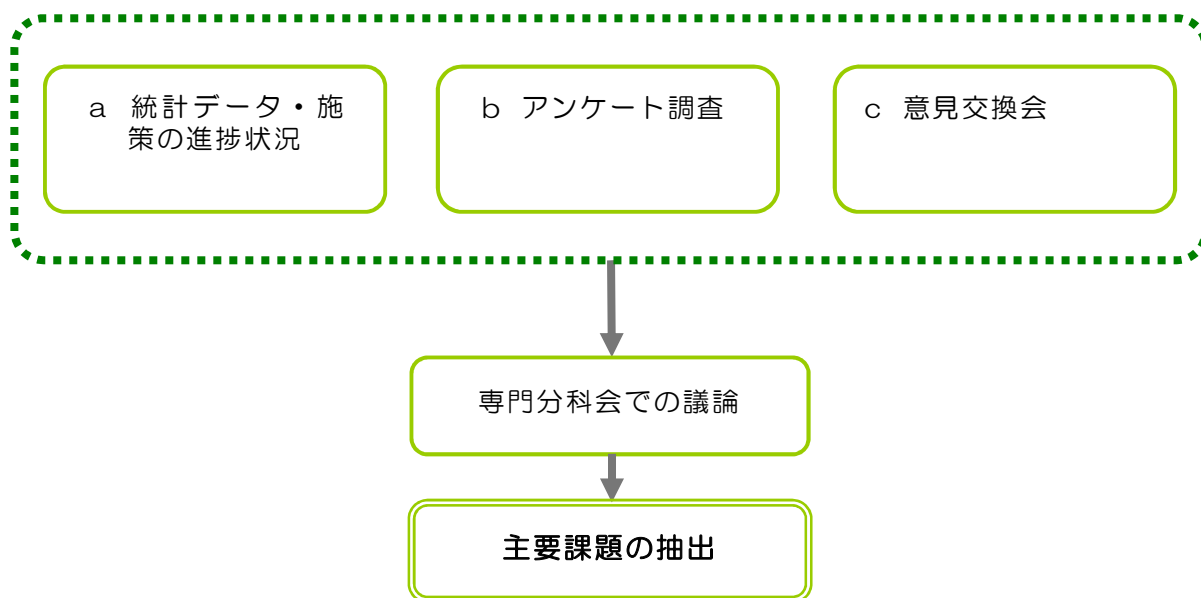
## 2 障害者の生活状況

※アンケート調査結果の分析後、掲載します

## 3 障害者施策推進のための主要課題

以下の手順に基づき、障害者施策推進のための主要課題を導き出しました。

### ■主要課題抽出の流れ



**主要課題**

※アンケート調査結果の分析後、掲載します

## 第3章 川口市障害者福祉計画の進捗状況

### 1 基本理念・基本目標

本市では、「ともに生き、みんなが元気に輝くまち」を基本理念として掲げ、総合的かつ計画的に障害者施策を推進しています。

この基本理念のもと、子ども・高齢者・障害者などすべての人々が役割を持ち、ともに支えあいながら、自分らしく暮らすことができる社会を市民とともにつくっていきます。

## ともに生き、みんなが元気に輝くまち

また、基本理念の実現に向けて、基本目標を次のように定めています。

#### 基本目標 1 市民だれもが自分らしく生きることのできる環境づくり

自分らしい生活を自らの意思で主体的に選択し、地域の中で自立した生活を送ることができる環境を整備することが必要です。

#### 基本目標 2 みんなで支えあい、共生できる地域づくり

障害者が地域で安定した生活を送るためには、障害者を取り巻く地域の人々が相互に交流を図り、ともに支えていく地域共生社会の実現が必要です。そのためには、地域における人のつながりを大切にし、ともに助けあう関係をつくる必要があります。

#### 基本目標 3 すべての人々にとってバリアのない社会づくり

障害者が生活環境、社会のしくみ、人々の意識等のバリアによって、社会への参加が妨げられることのない社会が求められています。誰もが利用しやすい環境づくりの視点に立ち、社会のさまざまなバリアをなくすとともに新たなバリアをつくらないことが必要です。

## 2 重点施策・基本施策の進捗状況

### (1) 重点施策の進捗状況

障害者とその能力や個性を最大限に発揮して、その人らしく安心して暮らすことができるよう、障害者施策推進のための主要課題を踏まえ、計画期間中、特に重点的に取り組む施策を「将来にわたる安心施策」として位置づけています。

平成30年度～令和元年度までの実施状況と今後3年間の取組方針は次のとおりです。

#### 1 障害者と家族の高齢化への対応

##### 【実施状況と今後3年間の取組方針】

- 障害者が安心して暮らせるよう、グループホームや入所施設など住まいの確保に取り組みました。利用希望者が多いことから、引き続き、居住系サービスの整備支援に取り組めます。
- 体験利用や家族の急変などによる緊急利用など、目的に合わせて短期入所施設を選択・利用できるよう事業者への働きかけを行いました。短期入所施設事業者が想定している利用者像を明確化するとともに、しらゆりの家で多様な障害者の受け入れができるよう、課題の把握に努めます。
- 親亡き後のみならず、家族のいるうちに将来を見据えて自立に向けた支援を行うため、居住系サービスの整備を行いました。一般住宅への入居手続き支援や、地域住民への普及啓発、支えあいの仕組み構築に取り組めます。
- 令和元年7月に医療的ケアが必要な児童が適切な支援を受けられるようにするため、関係機関が協議する場「川口市医療的ケア児連絡協議会」を設置しました。医療的ケア児の把握を進め、各家庭に必要な情報発信を行っていきます。

#### 2 障害者の地域生活支援

##### 【実施状況と今後3年間の取組方針】

- 障害者や家族等からの多様な相談に応じるため、障害者相談支援センター、計画相談支援事業所、民生委員・児童委員、障害者相談員などと連携し、相談機能の充実を図りました。基幹的な役割を果たす相談支援センターの必要性の検討や、相談員が孤立しないための情報交換の場の設置が求められています。関係機関が連携した、アウトリーチによる積極的な支援に努めていきます。
- 精神障害者が地域で安心して暮らしていけるよう、地域移行支援における医療、保健、福祉関係者、市民への普及啓発を推進していくとともに、移行支援における相談支援体制の整備に取り組みました。引き続き、精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムを推進していきます。
- 適正で安定したサービス事業者の基盤整備を図るとともに、支援者の質の向上や地域のネットワークづくりを推進しました。本人及び家族への適切なアセスメントの実施、地域の関係機関による包括的な支援に取り組めます。

### 3 障害者の雇用・就労支援

#### 【実施状況と今後3年間の取組方針】

- 川口市障害者就労支援センターと川口市障害者相談支援センターが連携し、障害者の自立生活に向けた就労先の確保に取り組みました。一般企業への就労率は増加傾向にありますが、今後は就労定着率を高めていくことが必要です。障害者の望む就労先を模索しつつ、継続して働き続けることができるよう、雇用・就労支援に努めていきます。
- 障害者就労支援センターの充実に向けて、運営会議を開催し、その時々課題の解決を図るとともに、より良い運営方法について議論を行いました。一般企業への就労促進、定着に向けた支援を行うとともに、就労移行支援事業所に対して、研修会、実践報告会を開催し、就労支援に携わる職員相互の資質向上を図っていきます。
- 福祉的就労の場を障害者が選択できる地域づくりを行っています（就労継続支援A型事業所6か所、就労継続支援B型事業所35か所）。引き続き、一般企業での就労が困難な障害者に対し、福祉的就労の場の充実を図ります。

### 4 災害時の障害者への支援体制の整備

#### 【実施状況と今後3年間の取組方針】

- 災害時における支援体制整備のため、「川口市避難行動要支援者登録制度」への登録・更新を促進しました。また、平常時から災害時の安否確認や避難誘導などを円滑に実施できるよう、自主防災組織の育成に努めました。引き続き、名簿への登録・更新に取り組むとともに、自主防災組織に災害時の安否確認や避難誘導などの重要性を啓発し、災害時における障害者への支援体制づくりに努めていきます。
- 平成31年4月に社会福祉施設運営事業者6法人と福祉避難所の協定を締結しました。令和元年6月には、初めて福祉避難所協定締結施設1施設で防災訓練を実施しました。福祉避難所を増やすとともに防災訓練を各施設で実施し、福祉避難所を運営できる体制を整備します。

## (2) 基本施策の進捗状況

基本理念を実現するために、6つの基本施策に基づき、総合的に施策を展開しています。平成30年度～令和元年度までの実施状況と今後3年間の取組方針は次のとおりです。

### 基本施策 1 地域共生社会の実現

- ：実施状況
- ：今後3年間の取組方針

#### 【実施状況と今後3年間の取組方針】

##### ① 障害者の権利擁護と合理的配慮への取組

- 権利擁護体制の確立に向けて、障害者虐待防止センター、障害者相談支援センター、成年後見センター、地域包括支援センターなどが連携して、虐待防止や制度の情報提供、意思疎通支援など、障害者が必要とする支援に取り組みました。
- 権利擁護に対する理解や制度の利用促進のため、普及啓発・周知に一層取り組むとともに、関係機関との連携強化に取り組めます。また、成年後見センターを中核機関として位置づけ、支援体制の強化を図ります。

##### ② 啓発活動・福祉教育の推進

- 障害についての正しい知識を広め、障害者に対する理解をより一層深めるため、市内小中学校の児童・生徒の社会福祉施設での体験活動や、あいサポート運動の実施など、さまざまな機会を通じて、啓発活動・福祉教育を推進してきました。
- あいサポーターの養成研修を通じて、地域で暮らす障害者への理解促進を図るとともに、ちょっとした手助けを行える人材の育成を推進します。また、市民の障害への関心と理解を深めるため、より効果的な方策を検討・実施します。

##### ③ 地域における支えあい活動の促進

- 障害者の地域での生活を支えるため、障害者団体への活動支援や、市民のボランティア活動、地域福祉活動への参加促進に取り組み、地域における支えあい活動を推進してきました。
- 障害者団体への継続的な支援を行うとともに、ボランティア団体と連携し、より効果的な活動としていきます。多くの市民や障害者が継続的にボランティアとして参加できるよう、活動内容の見直しを図るとともに、周知に努めます。また、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）による個別支援と地域支援に取り組めます。



## 基本施策2 障害児とその家庭への支援

### 【実施状況と今後3年間の取組方針】

#### ①早期発見・早期療育

●障害の原因となる疾病等の予防と早期発見のため、乳幼児健康診査の実施や、母子訪問指導、健康相談を通じた育児不安の軽減などに取組みました。また、子どもの発達に不安を持つ保護者が安心して相談でき、福祉、教育、保健、医療が連携した切れ目のない支援を行い、発達に特性のある子どもを地域全体で支えることを目的とした「子ども発達相談センター『るるる』」を2020年4月に開設し、相談支援機能の充実を図りました。

○受診率向上に向けた効果的な手法を検討するとともに、新型コロナウイルス感染症をふまえた、乳幼児健康診査や母子訪問指導などの実施方法について、検討を行います。

#### ②障害児保育と療育体制の充実

●保育所、放課後児童クラブにおける障害児の受入れを拡充するとともに、保育・発達相談、専門家による巡回指導、研修等を通じて、障害児保育の充実に取組みました。また、重度心身障害児の受入れ可能な事業所の確保や、医療的ケア児支援のための協議の場（医療的ケア児連絡協議会）の設置、適切な障害児サービスの提供に取組みました。

○障害児の受入れ人数が増加する中で、障害の特性に応じた保育サービスの提供、対応できる職員の育成に取組みます。また、医療的ケア児の効率的な把握方法と対応方針、医療型児童発達支援や障害児相談支援など不足しているサービスについては、その確保方法について検討します。

#### ③特別支援教育の推進

●相談内容の多様化や相談件数の増加に対応できるよう、教育・就学相談の体制強化に取組みました。また、通級指導教室について拡充を図るとともに、担当教員の指導力向上に向けた研修等も実施しました。

○保護者に寄りそった相談業務や、障害の特性及び程度に応じた教育ができるよう、引き続き担当職員の確保・育成を図っていきます。

### 基本施策3 地域における障害者の自立支援

#### 【実施状況と今後3年間の取組方針】

##### ①相談体制の充実

- 障害者の多様な相談に対応できるよう、ケースワーカーの資質向上を図り、窓口での相談体制の充実に取組みました。また、障害者相談支援センターを中心に、地域の医療機関や居宅介護支援事業所などの関係機関と連携し、障害者の自立に向けた相談支援の充実に努めました。
- 相談窓口の専門性を高めるとともに、地域での自立生活を見据えて、障害以外の福祉部署との連携に取組みます。精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築についても推進します。また、市内10か所の障害者相談支援センターを包括する基幹センターの設置に向けた検討を行います。

##### ②日常生活を支える福祉サービスの充実

- 障害者の自立を支援するため、障害福祉サービスの充実に努めるとともに、地域での暮らしを支えるため、入所施設などの施設整備やふれあい収集など生活支援に取組みました。また、適切な福祉サービスの提供のため、ホームヘルパーの資質向上に向けた研修の実施や保健福祉専門職の確保に努めてきました。
- 引き続き、障害者の日常生活を支える障害福祉サービスを提供するとともに、不足している社会資源については、共生型障害福祉サービスによる提供についても検討を行います。

##### ③地域生活への移行促進

- 施設入所者や退院可能な精神障害者の地域生活への移行にあたって、相談支援の充実や住宅改修への助成を行うとともに、市営住宅、グループホーム、民間賃貸住宅など住まいの確保に取組みました。
- 市営住宅のバリアフリー化の推進など、障害の状態に応じた住宅整備・確保に努め、日中サービス支援型共同生活援助を活用し、地域生活を希望する者が、地域での生活を継続できるような体制の確保について検討を行います。

##### ④生活支援のための施策・制度の推進

- 障害者の生活支援のため、福祉手当の給付を行いました。
- 引き続き、障害者の自立と社会活動を促進するため、生活支援のための手当の給付や貸付制度の周知に努めます。



## 基本施策 4 障害者の社会活動の支援

### 【実施状況と今後3年間の取組方針】

#### ①雇用・就労の促進

- 障害者雇用を推進するため、企業へ雇用義務を周知するとともに、ハローワークや障害者就労支援センターと連携した取組を実施しました。また、一般企業での就労が困難な場合は、その状態に応じた福祉的就労の場を提供するなど、自立した日常生活に向けた支援を行いました。
- 一般就労はもとより福祉的就労も含め、関係機関と連携しながら、就労への支援と就労機会の充実を図ります。また、福祉的就労のあり方について検討します。

#### ②スポーツ・レクリエーション、生涯学習の充実

- 障害者スポーツ大会の周知や参加への支援を行うとともに、市内の公共施設の改修による利便性の向上、利用料減免などにより、スポーツ・レクリエーション、文化・芸術活動への参加を促進してきました。また、点字・録音図書の貸し出し、サークル活動の場の提供、発表の機会の拡充など、生涯学習の充実に取組みました。
- 引き続き、障害者の社会参加を促進するため、障害者のスポーツ・レクリエーション、文化・芸術活動に対する支援や生涯学習の機会の充実を図ります。

#### ③障害者の外出支援と移動手段の確保

- ノンステップバスの導入支援や駅施設におけるホームドアの設置等、公共交通施設のバリアフリー化の推進、公共交通機関の割引制度の周知などに取組みました。また、補助犬のPRや、福祉タクシー・福祉ガソリンの利用料金への助成なども実施しました。
- 障害者が利用しやすい交通環境の整備と障害の特性に応じた移動手段の確保に努め、社会参加の促進を図ります。

## 基本施策5 保健・医療体制の充実

### 【実施状況と今後3年間の取組方針】

#### ①保健活動の充実

- うつ病、統合失調症等について誰でも学ぶことができる「こころの健康講座」、患者や家族を対象にした「家族教室」「ことばのリハビリ教室」などを実施しました。また、口腔衛生の改善を図る障害者歯科健康診査も実施しました。
- 生涯を通じて健康でいきいきとした生活を送れるよう、多くの一般市民や障害者、その家族が参加できる講座にするとともに、新しい生活様式を見据えた開催手法とします。

#### ②医療体制の充実と経済的負担の軽減

- 医療的ケアを必要とする重症心身障害者が地域生活を継続できるよう、訪問看護や日中活動の場、短期入所（ショートステイ）、日中一時支援事業などのサービス基盤の充実を図るとともに、医療機関との連携に努めました。また、医療費の助成による、経済的・精神的負担の軽減を図ってきました。
- 引き続き、医療体制の充実に取組みます。また、経済的・精神的負担の軽減のため医療費の助成を行います。また、医療費が増加傾向にあることから、適正な受診への普及啓発に取組みます。

## 基本施策6 障害者にとって安全・安心のまちづくり

### 【実施状況と今後3年間の取組方針】

#### ①バリアフリーのまちづくりの推進

- バリアフリー法や埼玉県福祉のまちづくり条例、そして川口市バリアフリー基本構想に基づき、障害特性に配慮した道路や公共施設・都市施設の整備・改善を実施してきました。
- バリアフリー行政の推進に努めるとともに、「川口市バリアフリー特定事業計画」に基づき、基本構想における施設等のバリアフリー化の推進に取組みます。

#### ②防災・防犯対策等の充実

- 社会福祉施設運営事業者との福祉避難所及び要支援者の受け入れ協定の締結、また災害時に支援が必要な障害者の「避難行動要支援者登録制度」への登録・更新を行うとともに、災害時の支援体制づくりの推進に取組みました。
- 引き続き、障害の特性に配慮した防災・防犯対策の充実と交通事故や消費者被害の防止に努めます。

## 第4章 サービス必要量の見込み

※本章では、主に「障害者自立支援福祉計画」及び「障害児福祉計画」における障害福祉サービス等の提供体制の整備とともに、サービス必要見込量の設定と見込量確保のための方策等を定めます。

### 1 令和元年度における成果

障害者の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援を推進するため、国の第5期障害福祉計画等に係る基本指針や県の方針を踏まえて設定した令和2年度末の目標値に対する令和元年度末時点における実績値は次のとおりです。

#### (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域移行の受皿となるグループホームについて、多様な障害状況に対応できるような施設整備に至っておらず、当事者や養護者等が地域移行に対して漠然とした不安感を抱いている状況があります。待機からようやく入れた入所施設から、再び地域に戻るとの考えは養護者らにとって受け止め難く、継続的に体験ができる場の設定や移行後も状況に応じて入所施設に戻れる仕組みなど、柔軟な支援体制が必要です。

また、国の指針では施設入所者数の削減目標として、令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを目標の基本としていますが、本市においては目標を設定していません。平成30年度が323人、令和元年度が336人と増加しており、今後も施設入所支援の需要はあるものと見込みます。

項目	目標値（令和2）	実績値（令和元）
地域生活移行者数 ※平成28年度末時点の施設入所者数（325人）の9%	30人	1人
施設入所者数	一人（目標未設定）	一人

#### (2) 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしを送ることができるよう、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置し、重層的な連携による支援体制を構築していくことを目指しています。令和元年度に川口市保健所とともに、地域包括ケアシステム構築推進にかかる協議会として、障害福祉課で所管している川口市精神保健連絡協議会を活用して設置しました。

項目	目標（令和2）	実績（令和元）
協議の場の設置	設置	設置

### (3) 地域生活支援拠点等の整備

地域の社会資源を最大限に利用しながら希望する場所で暮らし続けられるよう、地域にある複数の機能を活用する面的整備型の地域生活拠点を令和2年度末までに整備することとしています。令和元年度より、自立支援協議会暮らし部会において拠点整備プロジェクトチームを設置し、整備に関する検討を行っています。

項目	目標値（令和2）	実績値（令和元）
地域生活支援拠点等	1か所	検討

### (4) 福祉施設から一般就労への移行等

一般就労移行者数は、障害者雇用促進法の改正により、企業における障害者の受け入れが進み、令和元年度時点で60人となり、目標を達成しました。また、就労移行支援事業利用者数も、令和元年度時点で158人となっており、目標を達成すると見込んでいます。

就労移行支援事業については、定期的に連絡会を開催し、障害者就労に関する情報交換を行っています。その結果、各事業所が、障害者就労率を高めるための取り組みを継続していることで、就労率が高い状況を維持できており、令和元年度時点で8割を達成しています。

職場定着率については、平成30年度開始事業のため、把握ができていませんが、利用者の増加に伴い、定着率は増加していくものと見込んでいます。

項目	目標値（令和2）	実績値（令和元）
福祉施設利用者のうち就労移行支援事業等を通じた一般就労移行者数 ※平成28年度実績（33人）の1.5倍	50人	60人
就労移行支援事業利用者数 ※平成28年度実績（143人）の1.2倍	172人	158人
就労移行率3割以上の事業所数	全体の5割	全体の8割
就労定着支援事業による支援開始1年後の職場定着率	8割	—

## (5) 障害児支援の提供体制の整備等

不足している社会資源については、民間活力により整備を行っていきます。保育所等訪問支援については、障害児通所支援事業所の利用者の保護者からのサービス利用のニーズも多くなっており、必要なサービスとして事業実施を検討する事業者は増加傾向にあります。

項目	目標（令和2）	実績（令和元）
児童発達支援センター設置数	わかゆり学園で就学前の知的障害児等を家庭から通園させ、児童の特性及び身体状況に応じ日常生活及び社会適応のための指導を行っています。	平成31年4月に、新たに児童発達支援センターが1か所開設され、就学前の知的障害者等の特性や身体状況に応じた日常生活及び社会適応のための指導を行っています。
保育所等訪問支援事業所設置数	わかゆり学園で専門の児童指導員や保育士が、保育所などを訪問することで、障害のある児童や施設職員に対して、障害のある児童が集団生活に適応するための支援を行っています。	令和元年年5月に、新たに開設した児童発達支援センターに設置し、令和2年4月1日現在、5事業所となっています。児童発達支援事業所等以外での集団活動の場に適応できるよう支援を実施しています。
児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所設置数	重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を設置できるよう検討を行います。	令和元年7月、重症心身障害児を支援する児童発達支援と放課後等デイサービスの多機能事業所1か所開設しましたが、依然として不足しています。
保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場	川口市自立支援協議会こども部会において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置できるよう検討を行います。	令和元年7月1日、川口市医療的ケア児連絡協議会を設置しました。

## 2 令和5年度の目標値

国の第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画に係る基本指針や県の方針を踏まえ、令和5年度末における目標値を次のとおり設定します。

また、設定した目標値の達成に向けて、既に在宅サービスや福祉施設を利用している人に加え、特別支援学校の卒業者など、今後サービスの利用が見込まれる人を対象に、自立訓練や就労移行支援をはじめとする日中活動系サービスの利用や居住系サービスの確保、訪問系サービスの充実を図り、地域生活への移行に必要なサービスを具体的に見込みます。

### (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

#### [国の基本指針]

令和5年度末には、

- ・ 令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活に移行
- ・ 施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減

国の基本指針に即して、施設入所から地域生活への移行を推進するため、第6期計画では令和5年度末における地域生活への移行に関する目標値を設定しました。

本市において福祉施設に入所している人は、令和●年度末現在で●人となっており、令和5年度末までに地域生活に移行する人数を入所者数の●%（●人）とし、目標を設定しました。なお、令和5年度末時点の施設入所者数（定員）については、地域生活が困難な人が依然として多数入所待ちをしている状況から、削減目標は設定しません。

また、地域生活への移行後に、再度入所することなく、地域で暮らし続けることができるよう、グループホームなど生活の場の確保・充実に努めるとともに、適切な地域生活支援に取り組みます。

項目	目標値(令和5)	設定方針
地域生活移行者数	人	令和●年度末時点の施設入所者数（●人）の●%
施設入所者数	一人	



## (2) 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

### [国の基本指針]

令和5年度末を目途に埼玉県が、次のとおり成果目標を定めます。

- 精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数316日以上
- 精神病床の1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）
- 入院後3か月時点の退院率69%以上、入院後6か月時点の退院率86%以上、入院後1年時点の退院率92%以上

精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステム<sup>18</sup>の構築を推進する必要があります。そのため、第6期計画では、埼玉県が定める目標を踏まえた取り組みを行っていきます。

また、実施にあたっては、地域の医療サービスの体制整備に係る「埼玉県地域保健医療計画」と連携する必要があります。

## (3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

### [国の基本指針]

- 令和5年度末には、地域生活支援拠点等を少なくとも1つ以上確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上の運用状況の検証・検討

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域で障害者やその家族が安心して生活ができるよう、支援体制の構築が求められています。本市では、国の基本指針を踏まえ、地域の社会資源を最大限に利用しながら、希望する場所で暮らし続けられるよう、地域にある複数の機能を活用する面的整備型を整備し、居住支援のための機能（相談、体験の機会、緊急時の受け入れ、対応、専門性、地域の体制づくり）強化を、川口市自立支援協議会を活用して取り組んでいきます。

項目	目標（令和5）	設定方針
地域生活支援拠点等が有する機能の充実		

<sup>18</sup> 高齢者が住み慣れた地域で、医療、介護、予防、住まい、生活支援などのサービスを切れ目なく利用することができるしくみのこと。

#### (4) 福祉施設から一般就労への移行等

**[国の基本指針]**

- 福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を通じた令和5年度中の一般就労移行者数を令和元年度実績の1.27倍以上。具体的には令和元年度実績に対して、就労移行支援事業は1.3倍以上、就労継続支援A型事業は1.26倍以上、就労継続支援B型事業は1.23倍以上
- 一般就労移行者のうち、就労定着支援事業利用者を7割以上
- 就労定着率8割以上の就労定着支援事業所を7割以上

国の基本指針では、令和5年度中における福祉施設から一般就労への移行者を令和元年度実績の1.27倍、県でも同様とする方針が示されています。

本市においては、令和元年度の実績として福祉施設から一般就労へ60人が移行しており、第6期計画においては令和5年度の一般就労移行者数を令和元年度末の●倍である●人と設定し、公共職業安定所や福祉施設との連携のもとで、就労移行支援の充実を図り、目標値の達成をめざします。また、就労移行支援事業利用者数も同様に令和元年度末の●倍である●人に設定しました。

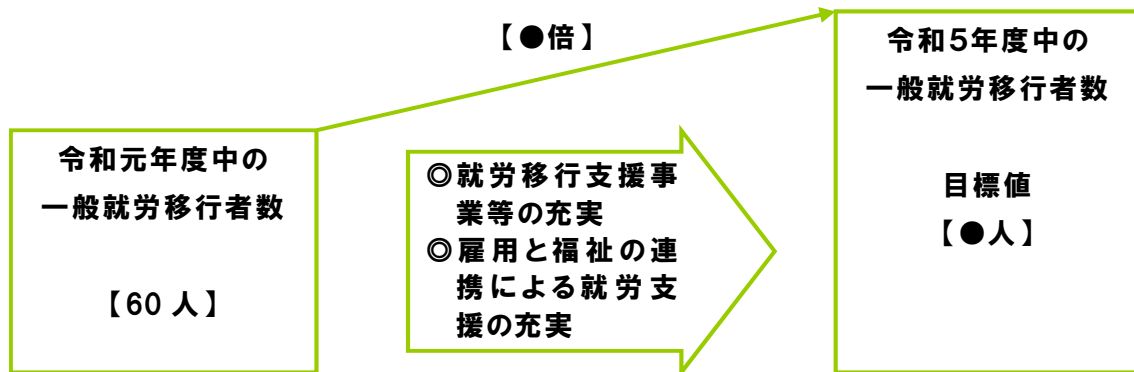
就労継続支援A型事業は、.....。

就労継続支援B型事業は、.....。

就労定着支援事業利用者は、.....。

就労定着率は、.....。

また、障害者の一般就労への移行を促進するため、障害者等への理解の促進を図ります。



項目	目標値（令和5）	設定方針
一般就労への移行者数		
就労移行支援事業		
就労継続支援A型		
就労継続支援B型		
就労定着支援事業利用者		
就労定着率8割以上の就労定着支援事業所		



## (5) 障害児支援の提供体制の整備等

### [国の基本指針]

- 重層的な地域支援体制の構築を目指し、児童発達支援センターを1か所以上設置及び保育所等訪問支援を利用できる体制を構築
- 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を1か所設置
- 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置、コーディネーターの配置

国の基本指針では、障害児への重層的な支援体制の構築や医療的ケアが必要な重症心身障害児への対応が求められています。

本市では、障害児支援の提供体制の確保等に努めていきます。

項目	目標値（令和5）	設定方針
児童発達支援センターの設置		
保育所等訪問支援体制の構築		
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保		
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置		

## (6) 相談支援体制の充実・強化等

[国の基本指針]

- ・ 総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保

国の基本指針では、。

- 総合的・専門的な相談支援の実施の有無
- 地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数
- 地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数
- 地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数

項目	目標（令和5）

## (7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

[国の基本指針]

- ・ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築

国の基本指針では、。

- 都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加や都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数
- 障害者自立支援審査支払システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びそれに基づく実施回数
- 都道府県等が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果の関係自治体との共有する体制の有無及びそれに基づく共有回数

項目	目標（令和5）

## 2 目標達成のためのサービス体系

令和5年度までの目標値を達成するためのサービス体系は、次のとおりです。

### (1) 国が定める基準で実施するサービス（自立支援給付）

<b>1 訪問系サービス</b>	1-01 居宅介護（ホームヘルプ） 1-02 重度訪問介護 1-03 同行援護 1-04 行動援護 1-05 重度障害者等包括支援
<b>2 日中活動系サービス</b>	2-01 生活介護 2-02 自立訓練（機能訓練） 2-03 自立訓練（生活訓練） 2-04 宿泊型自立訓練 2-05 就労移行支援 2-06 就労移行支援（養成施設） 2-07 就労継続支援（A型） 2-08 就労継続支援（B型） 2-09 就労定着支援 2-10 療養介護 2-11 短期入所（福祉型） 2-12 短期入所（医療型）
<b>3 居住系サービス</b>	3-01 自立生活援助 3-02 共同生活援助（グループホーム） 3-03 施設入所支援
<b>4 相談支援サービス</b>	4-01 計画相談支援 4-02 地域移行支援 4-03 地域定着支援
<b>5 障害児サービス</b>	5-01 児童発達支援 5-02 医療型児童発達支援 5-03 放課後等デイサービス 5-04 保育所等訪問支援 5-05 居宅訪問型児童発達支援 5-06 障害児相談支援 5-07 医療的ケア児コーディネーター配置

## (2) 市が行うことが定められているサービス（地域生活支援事業）

- 01 理解促進研修・啓発事業
- 02 自発的活動支援事業
- 03 相談支援事業
- 04 成年後見制度利用支援事業
- 05 成年後見制度法人後見支援事業
- 06 意思疎通支援事業
- 07 日常生活用具給付等事業
- 08 手話奉仕員養成研修事業
- 09 移動支援事業
- 10 地域活動支援センター
- 11 障害児等療育支援事業
- 12 専門性の高い意思疎通支援事業
- 13 広域的な支援事業
- 14 その他の事業（任意）
  - ・日常生活支援
  - ・社会参加支援

### 3 サービス必要量の見込みと確保方策

#### (1) 国が定める基準で実施するサービス（自立支援給付）

本市は、令和5年度の目標値の達成に向けて、過去のサービス利用の伸びや新たなサービス対象者等を勘案しつつ、令和3年度から令和5年度の各年度における見込量を設定し、その確保に努めていきます。

なお、本計画で位置づける「サービスの見込量」は、計画期間内での「目安」となる指標です。そのため、仮に計画期間中にサービスの利用が伸びて実績値が見込量を超えた場合でも、サービスの利用や事業者の新規開設等を制限することはありません。

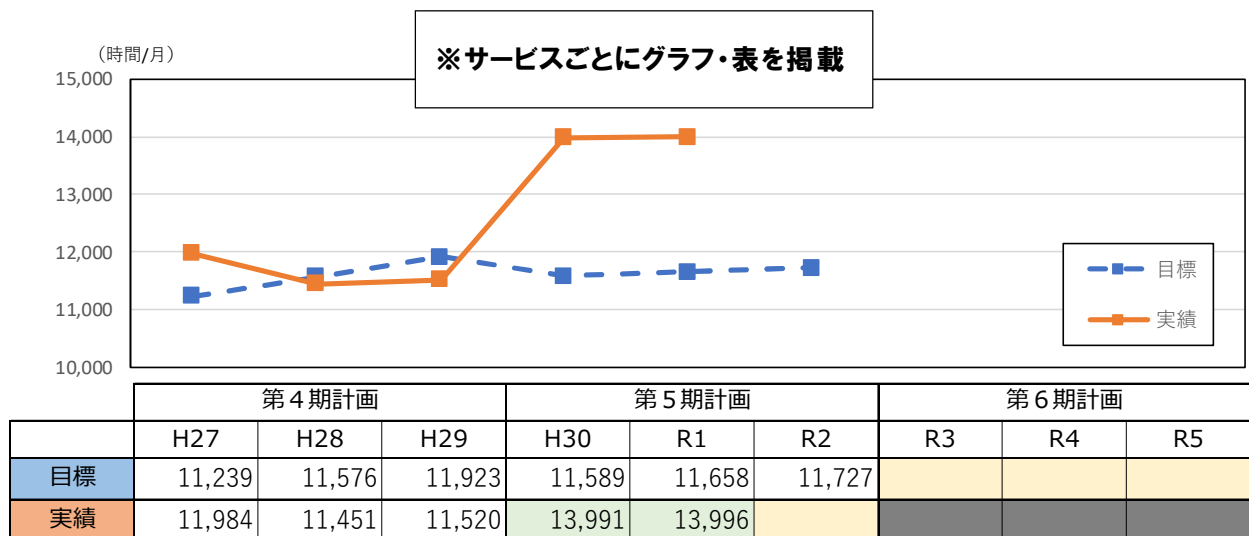
#### 1) 訪問系サービス

訪問系サービスでは、平成30年度、令和元年度ともに、居宅介護の利用が計画値を上回り、増加傾向となっています。なお、重度障害者等包括支援については現在利用がない状況です。

令和3年度から令和5年度の見込量は、平成30年度から令和2年度のサービスの利用状況を勘案し、見込量を算出しました。

##### ① 居宅介護（ホームヘルプ）

在宅で介護を必要とする人にホームヘルパーを派遣し、自宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。



##### ▼参考（利用者数・1人あたりの利用時間の実績）

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
利用者数	515	534	555	612	652				
利用時間	23.3	21.4	20.8	22.9	21.5	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!

## ② 重度訪問介護

重度の肢体不自由者、知的障害者及び精神障害者で常時介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。

## ③ 同行援護

視覚障害により移動に著しい困難を有する人に、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護などを行います。

## ④ 行動援護

知的障害又は精神障害により自己判断による行動が困難で、常時介護を必要とする人に、外出時の移動の支援や、行動の際に生じる危険を回避するために必要な援護などを行います。

## ⑤ 重度障害者等包括支援

重度の障害により介護を必要とする人に、サービス等利用計画に基づき、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

### ■訪問系サービスの見込量（月間）

サービス種別		第5期川口市障害者自立支援 福祉計画実績値			第6期川口市障害者自立支援 福祉計画見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①居宅介護 (ホームヘルプ)	時間	13,991	13,996				
	人数	612	652				
②重度訪問介護	時間	7,536	7,615				
	人数	19	20				
③同行援護	時間	1,399	1,455				
	人数	89	87				
④行動援護	時間	2,585	2,594				
	人数	86	94				
⑤重度障害者等 包括支援	時間	0	0				
	人数	0	0				

(注) 実績値は、各年10月利用分。

### 【訪問系サービスの確保方策】

## 2) 日中活動系サービス

日中活動系サービスでは、平成30年度、令和元年度をみると、就労移行支援（養成施設）、短期入所（福祉型）が増加傾向となっています。

令和3年度から令和5年度の見込量は、平成30年度から令和2年度のサービスの利用状況を勘案し、見込量を算出しました。

### ① 生活介護

常に介護を必要とする人に、昼間、障害者支援施設等において、食事、排せつ等の介護を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。

### ② 自立訓練（機能訓練）

障害者が自立した日常生活又は社会生活を送れるよう、一定期間、身体機能や生活能力の向上のために必要な機能訓練を行います。

### ③ 自立訓練（生活訓練）

障害者が自立した日常生活又は社会生活を送れるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な生活訓練を行います。

### ④ 宿泊型自立訓練

障害者に、居室等の設備を利用した、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談、助言等の必要な支援を行います。

### ⑤ 就労移行支援

一般企業への就労を希望する障害者に、一定期間就労に必要な知識及び能力の向上のための必要な訓練を行います。

### ⑥ 就労移行支援（養成施設）

視覚障害者に対し、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師の国家資格を取得することを目的にサービスを提供します。

### ⑦ 就労継続支援（A型）

一般企業への就労が困難な障害者に働く場を提供するとともに、生産活動の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行います。

事業所内において雇用契約に基づき就労の機会が提供され、これらの経験を積むことで一般就労に必要な知識・能力が高まった場合には、一般就労に向けた支援が提供されます。

### ⑧ 就労継続支援（B型）

A型と同じ趣旨で支援を行いますが、雇用契約は結ばず、就労の機会が提供されます。これらを通じて、就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労に向けた支援

が提供されます。

⑨ **就労定着支援**

一般就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行うサービスを提供します。

⑩ **療養介護**

医療を必要とし、常に介護を必要とする人に、昼間、病院等において、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護及び日常生活上の世話を行います。

⑪ **短期入所（ショートステイ）：福祉型**

自宅で介護する人が病気などの場合に、短期間施設に入所し、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

⑫ **短期入所（ショートステイ）：医療型**

自宅で介護する人が病気などの場合に、短期間施設に入所し、入浴、排せつ、食事のほか、必要な医療的ケアや介護などを行います。



日中活動系サービスの見込量（月間）

サービス種別		第5期川口市障害者自立支援 福祉計画実績値			第6期川口市障害者自立支援 福祉計画見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①生活介護	人日分	17,025	16,796				
	人数	841	835				
②自立訓練 （機能訓練）	人日分	209	164				
	人数	14	10				
③自立訓練 （生活訓練）	人日分	333	190				
	人数	19	11				
④宿泊型自立 訓練	人日分	301	62				
	人数	10	2				
⑤就労移行支援	人日分	2,456	2,764				
	人数	142	165				
⑥就労移行支援 （養成施設）	人日分	21	60				
	人数	1	3				
⑦就労継続支援 （A型）	人日分	3,062	3,051				
	人数	154	152				
⑧就労継続支援 （B型）	人日分	12,443	12,439				
	人数	655	719				
⑨就労定着支援	人数	14	34				
⑩療養介護	人日分	1,486	1,480				
	人数	48	49				
⑪短期入所 （福祉型）	人日分	991	1,096				
	人数	178	216				
⑫短期入所 （医療型）	人日分	24	27				
	人数	7	7				

（注）1 実績値は、各年10月利用分。

2 人日分は、延利用日数{（月間の利用人数）×（1人1ヶ月当たりの平均利用日数）}

【日中活動系サービスの確保方策】

### 3) 居住系サービス

共同生活援助（グループホーム）の利用が増加しています。令和3年度から令和5年度の各サービスの見込量は次のとおりです。

#### ① 自立生活援助

障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する障害者に対して、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行うことのほか、定期的な訪問だけではなく、利用者からの相談・要請があった際は、訪問、電話、メール等による随時の対応も行います。

#### ② 共同生活援助（グループホーム）

介護を必要としない障害者に対し、夜間や休日に共同生活を行う住居において、相談その他日常生活上の援助を行います。

令和3年度から令和5年度の見込量は、平成30年度から令和2年度のサービスの利用状況やグループホームの入居希望者数を勘案し、見込量を算出しました。

#### ③ 施設入所支援

在宅の生活が困難な障害者に対し、施設において夜間や休日に入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

令和3年度から令和5年度の見込量は、施設入所が真に必要と判断される入所者数を加えた上、事業者動向を勘案して見込量を算出しました。

#### ■居住系サービスの見込量（月間）

サービス種別		第5期川口市障害者自立支援 福祉計画実績値			第6期川口市障害者自立支援 福祉計画見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①自立生活援助	人数	0	0				
②共同生活援助 (グループホーム)	人数	289	314				
③施設入所支援	人数	324	339				

(注) 実績値は、各年10月利用分。

#### 【居住系サービスの確保方策】

#### 4) 相談支援サービス

計画相談支援の利用人数は概ね計画どおりですが、地域移行支援と地域定着支援の利用は少なくなっています。令和3年度から令和5年度の各サービスの見込量は次のとおりです。

##### ① 計画相談支援

障害福祉サービス又は地域相談支援を利用する全ての障害者を対象に、支給決定時のサービス等利用計画・障害児支援利用計画案の作成やサービス事業者との連絡調整、モニタリングを行うものです。

令和3年度から令和5年度の見込量は、全ての障害福祉サービス及び地域相談支援の利用者を対象にすることが目標であるため、その点を考慮して、見込量を算出しました。

##### ② 地域移行支援

施設入所者や退院可能な精神障害者が地域生活へ移行するにあたって、地域生活の準備等の支援を行います。

令和3年度から令和5年度の見込量は、施設入所者や退院可能な精神障害者の人数や地域生活への移行者数等を勘案し、見込量を算出しました。

##### ③ 地域定着支援

単身の人や家庭の状況などにより支援を受けられない人が、安定した地域生活を定着させるための相談支援を行います。

令和3年度から令和5年度の見込量は、単身の人や家庭の状況などにより支援を受けられない人の状況を勘案し、見込量を算出しました。

#### ■相談支援の見込量

サービス種別		第5期川口市障害者自立支援 福祉計画実績値			第6期川口市障害者自立支援 福祉計画見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
① 計画相談支援	人数	1,747	1,823				
② 地域移行支援	人数	0	1				
③ 地域定着支援	人数	2	0				

(注) 計画相談支援、地域移行支援は各年10月時点での支給決定者数としている。

#### 【指定相談支援の確保方策】

## 5) 障害児サービス

障害児サービスでは、平成30年度、令和元年度をみると、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、障害児相談支援が計画どおり、増加傾向となっています。

令和3年度から令和5年度の見込量は、平成30年度から令和2年度のサービスの利用状況を勘案し、見込量を算出しました。

### ① 児童発達支援

障害のある児童に対し、日常生活における基本的動作の指導、知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行います。

### ② 医療型児童発達支援

障害のある児童が医療に対応できる施設に通所することで、訓練と合わせて治療を行います。

### ③ 放課後等デイサービス

通学中の障害のある児童を対象に、放課後や夏休み等について、生活能力向上のための訓練等を行います。

### ④ 保育所等訪問支援

専門の児童指導員や保育士が、保育所などを訪問することで、障害のある児童や施設職員に対して、障害のある児童が集団生活に適応するための専門的な支援を行います。

### ⑤ 居宅訪問型児童発達支援

障害のある児童の居宅を訪問し、日常生活における基本的動作の指導、知識や技能の付与等の支援を行います。

### ⑥ 障害児相談支援

障害のある児童が障害福祉サービスを利用する前に障害児支援利用計画を作成するとともに、一定期間ごとにモニタリングを行います。

### ⑦ 医療的ケア児コーディネーター配置

保健、医療、障害福祉、保育、教育等の各関係機関が連携を図るための協議の場を設けるなかで、医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等の配置を検討していきます。

■障害児サービスの見込量（月間）

サービス種別		第5期川口市障害者自立支援 福祉計画実績値			第6期川口市障害児 福祉計画見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①児童発達支援	人日分	4,603	5,055				
	人数	452	517				
②医療型児童発達支援	人日分	65	72				
	人数	8	9				
③放課後等デイサービス	人日分	11,178	11,372				
	人数	815	910				
④保育所等訪問支援	人日分	15	13				
	人数	12	10				
⑤居宅訪問型児童発達支援	人日分	0	0				
	人数	0	0				
⑥障害児相談支援	人数	379	413				
⑦医療的ケア児コーディネーター配置	人数	0	4				

(注) 1 実績値は、各年10月利用分。

2 障害児相談支援は各年10月時点での支給決定者数としている。

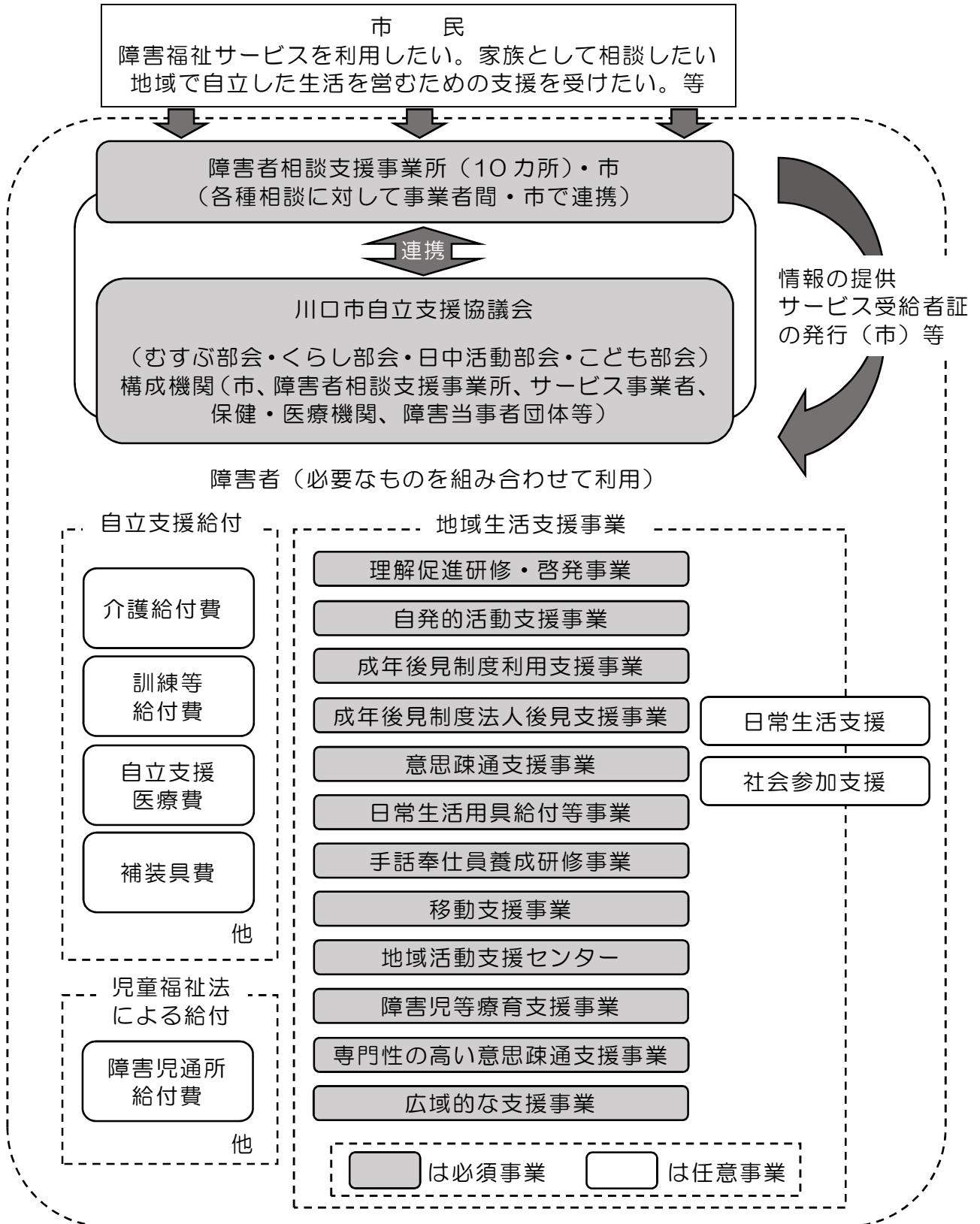
3 人日分は、延利用日数{(月間の利用人数) × (1人1ヶ月当たりの平均利用日数)}

【障害児サービスの確保方策】

## (2) 市が行うことが定められているサービス（地域生活支援事業）

地域生活支援事業は、障害者総合支援法第77条に基づき、障害者及び障害児が地域で自立した日常生活や社会生活（就労等）を営むことができるよう、本市の社会資源や利用者の状況に応じて柔軟に実施する事業です。

相談支援事業を中心とする地域生活支援事業の提供体制



#### ① 理解促進研修・啓発事業

障害者の「社会的障壁（バリア）」を解消するため、地域の住民を対象に、障害のある方に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行うものです。

見込量は設定しません。

#### ② 自発的活動支援事業

障害者やその家族、地域住民などが地域において自発的に行う各種の活動を支援します。

見込量は設定しません。

#### ③ 相談支援事業

障害者が自立した生活を送れるよう、障害者の生活や障害福祉サービスの利用などについて、障害者や家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等を行います。また、虐待の防止や早期発見のため、関係機関との連絡調整など、障害者等の権利擁護のために必要な援助を行うなど、10か所の障害者相談支援センターを中心に、関係事業所と連携しながら総合的・継続的に支援します。

各地区にそれぞれ1箇所の相談支援事業所を設置し、箇所数については維持することとしました。

#### ④ 成年後見制度利用支援事業

身寄りのない重度の知的障害者及び精神障害者が成年後見制度を利用する場合、申し立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成します。

利用実績を勘案して、見込量を算出しました。

#### ⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備することで、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。

見込量は設定しません。

#### ⑥ 意思疎通支援事業

意思疎通を図ることに支障がある障害者に対し、手話通訳者や要約筆記者を派遣する事業及び手話通訳者を設置する事業を推進します。

利用実績を勘案して、見込量を算出しました。

### ⑦ 日常生活用具給付等事業

日常生活上の便宜を図るため、在宅中の重度障害者に対し、介護・訓練支援用具（特殊寝台、特殊マット、体位変換器等）、排せつ管理支援用具（ストマ装具等）等を給付又は貸与します。

利用実績を勘案して、見込量を算出しました。

### ⑧ 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障害者の社会生活におけるコミュニケーションの確保を図るために、手話のできる市民の養成を行います。

利用実績を勘案して、見込量を算出しました。

### ⑨ 移動支援事業

単独での移動が困難な障害者に外出のための支援を行い、地域における自立生活及び社会参加を促進します。

障害特性やニーズに対応できる提供体制の整備に努めるとともに、ニーズの拡大に対応できるよう、サービス提供事業者の参入の促進に努めます。また、生活圏の拡大を図るため、車いすに乗ったまま乗車できるリフト付自動車の貸出を行います。

利用実績を勘案して、見込量を算出しました。

### ⑩ 地域活動支援センター

創作的活動又は生産活動の機会提供及び社会との交流を促進し、地域生活を支援するため、各地域に1か所ずつ設置するとともに、活動内容を充実し、きめ細かい支援を行います。

利用実績を勘案して、見込量を算出しました。

### ⑪ 障害児等療育支援事業

在宅の重症心身障害児（者）、知的障害児（者）、身体障害児の地域における生活を支えるため、訪問による相談・指導や健康診査、外来による専門的な療育相談・指導、障害児の通う保育所等への技術指導など、身近な地域で療育指導を受けられるよう、事業実施に向け検討します。

### ⑫ 専門性の高い意思疎通支援事業

手話通訳者・要約筆記者、盲ろう者<sup>19</sup>向け通訳・介助員、失語症者向け意思疎通支援者を養成・派遣し、聴覚、言語又は音声等による意思疎通に支障がある障害者の自立した生活と社会参加を支援します。

盲ろう者向け通訳・介助員への事業は、利用実績を勘案して、見込量を算出しました。その他については、事業実施に向け検討します。

<sup>19</sup> 視覚障害と聴覚障害を併せ持つ人のことをいう。



⑬ 地域生活支援広域調整会議等事業（広域的な支援事業）

多職種によるアウトリーチ支援など、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進める施策の評価・検証を行います。

⑭ その他の事業（任意）：日常生活支援、社会参加支援

障害者を介護している家族の一時的な休息を目的とし、障害者の日中における活動の場を提供することにより、見守りや社会に適応するための日常的な訓練等必要な支援を行います。

市の情報を伝えるため、視覚障害者に対し、市の広報紙の点字訳・録音版を配布します。

障害者の就労や社会活動への参加を促進するため、自動車運転免許取得費及び自動車改造費を助成します。

利用実績を勘案して、見込量を算出しました。

■地域生活支援事業の見込量（年間）

		第5期川口市障害者自立支援 福祉計画実績値			第6期川口市障害者自立支援 福祉計画見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有				
②自発的活動支援事業	実施の有無	有	有				
③相談支援事業							
障害者相談支援事業	(実施箇所数)	10	10				
基幹相談支援センター	(実施箇所数)	10	10				
基幹相談支援センター等機能強化事業	(実施箇所数)	10	10				
住宅入居等支援事業	(実施箇所数)	1	0				
④成年後見制度利用支援事業	(延利用者数)	9	10				
⑤成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	有	有				
⑥意思疎通支援事業							
手話通訳者派遣事業	(延利用者数)	1,654	1,622				
要約筆記者派遣事業	(実利用者数)	31	48				
手話通訳者設置事業	(実設置者数)	1	1				
⑦日常生活用具給付等事業							
介護・訓練支援用具	(給付件数)	25	39				
自立生活支援用具	(給付件数)	83	76				
在宅療養等支援用具	(給付件数)	55	50				
情報・意思疎通支援用具	(給付件数)	79	50				
排泄管理支援用具	(給付件数)	11,040	11,123				
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	(給付件数)	12	3				
⑧手話奉仕員養成研修事業	人数	1	2				
⑨移動支援事業	(実利用者数)	424	410				
	(延利用者数)	48,380	46,985				
⑩地域活動支援センター							
地域活動支援センター	(実施箇所数)	11	9				
	(延利用者数)	17,839	12,358				
⑪障害児等療育支援事業	(実施箇所数)	-	-	-			
⑫専門性の高い意思疎通支援事業							
手話通訳者・要約筆記者養成研修事業	修了者数	-	-	-			
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	利用件数	-	-	-			
盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業	修了者数	0	1				
盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	利用件数	92	94				
失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業	修了者数	-	-	-			
失語症者向け意思疎通支援者派遣事業	利用件数	-	-	-			
⑬地域生活支援広域調整会議等事業	開催数	-	-	-			

		第5期川口市障害者自立支援 福祉計画実績値			第6期川口市障害者自立支援 福祉計画見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
⑭ その他事業（任意）							
日常生活支援							
日中一時支援	(実施箇所数)	22	23				
	(実利用者数)	128	145				
社会参加支援							
広報紙点訳・録音	実施の有無	有	有				
自動車運転免許・改造助成	実施の有無	有	有				

【地域生活支援事業の確保方策】

## 第5章 計画の推進のために

### 1 各主体の役割

計画を推進するにあたっては、障害及び障害者についての理解や社会的関心を高めるとともに、行政（市、保健所含む）、市民、学校、関係団体、福祉サービス事業者、企業などが、それぞれの役割を果たしながら互いに連携・協力し、一体となって取り組むことが必要です。

#### （１）行政（市、保健所含む）

市は、市民の総合的な福祉の向上をめざして、広範にわたる障害者施策を総合的に推進します。

そのためには、各主体の役割を踏まえ、地域における支えあい活動の条件整備に努め、行財政の効率的運営と執行体制を整備するとともに、障害者やその家族等のニーズを的確に把握しながら、地域の特性に応じたきめ細かな施策を推進することが求められます。

施策の展開にあたっては、障害者やその家族の視点に立った施策を展開します。また、政策の形成過程も含めて、障害者のまちづくりへの参加機会を拡充するとともに、必要な情報を提供し、市民の参加と協働に支えられた行政運営に努めます。

#### （２）市民

ノーマライゼーションの理念を社会に定着させるためには、市民一人ひとりが障害及び障害者に対して十分に理解を深め、心のバリアフリーを達成する必要があります。

その上で、誰もが参加できる行事や地域活動の機会を確保するとともに、地域住民が互いに助けあう共助のしくみを整えるなど、障害者とその家族を地域の中で支援する取組みが重要です。

また、障害者自身の自立意識の向上も重要です。障害者が積極的に社会で活動する意欲を持ち、地域住民とともに問題を解決する努力も必要です。

#### （３）学校

障害への理解と認識を深め、思いやりのある豊かな心の育成を図るために、障害児理解教育、福祉教育、交流及び共同学習を推進し、ノーマライゼーション教育の充実に努める必要があります。

また、発達に配慮を要する児童生徒や障害のある児童生徒に対しては、一人ひとりの障害特性に応じたきめ細かな指導を通して、持てる力を最大限に発揮できる適切な教育を推進し、将来の社会参加と自立をめざしていくことが必要です。

#### (4) 関係団体

障害者関係団体に対しては、障害者とその家族の福祉の向上をめざし、自立した自主的な運営と障害者が孤立することなく社会参加できるように努めるとともに、活動に対する地域住民の理解を一層深めるための働きかけを行うことが求められています。また、より多くの障害者関係団体が連携し、団体間で交流する活動に取り組むことが期待されます。

社会福祉協議会に対しては、市民の福祉意識の啓発やボランティアの育成・支援を行うとともに、障害者の権利擁護体制を充実し、障害者の自立と社会参加を支援することが求められています。また、地区社会福祉協議会や地域における福祉関係者、関係機関、関係団体と連携し、今後の地域福祉推進の中心的な役割を果たすことも期待されます。

#### (5) 福祉サービス事業者

障害福祉サービスを提供する社会福祉法人などの事業者に対しては、利用者のニーズに応じたきめ細かなサービスを引き続き提供するとともに、利用者本位の理念に基づき、サービスの質をさらに高める取組みが求められます。

また、行政（市）、社会福祉協議会などの関係機関とともに事業者相互の連携を強化し、各機能の相乗効果により地域全体の福祉環境を充実することも必要です。

#### (6) 企業等

障害者の経済的な自立と安定した生活を実現するためには、障害者の雇用をより一層促進するとともに、障害者の適性や能力に応じていきいきと働き続けられる職場環境づくりが求められています。

そのためには、市内に立地する企業等が地域社会の構成員であるとの認識を持ち、地域に貢献するという観点に立って、障害者の雇用のみならず、バリアフリーの推進などに取り組むことが、今後の大きな役割の一つとして期待されています。

## 2 計画を円滑に推進するための取組み

計画を円滑に、また効果的に推進していくために、以下のような取組みを推進します。

### (1) 市民との協働体制の構築

計画に基づく施策の推進にあたっては、市民からの意見を積極的に取り入れ、ニーズへの対応を図ります。

#### ◆広聴活動の充実

障害者福祉施策に関する市民意識を把握するため、障害の有無を問わず市民から意見を聴取します。

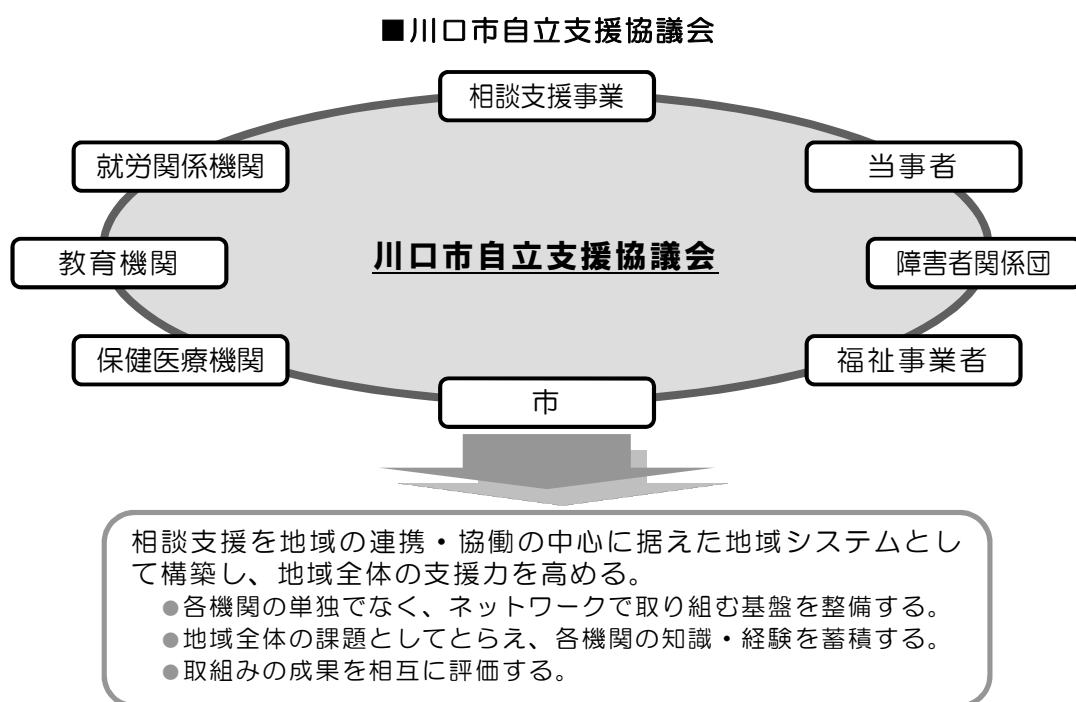
#### ◆計画の評価・見直し

「PDCAサイクル<sup>20</sup>」に則った計画の推進を図るため、「川口市自立支援協議会」において、評価、達成状況の点検を行い、「川口市社会福祉審議会<sup>21</sup>」に報告します。

また、自立支援協議会から本計画の達成状況の報告を受けて、その結果を毎年、市のホームページなどで公表します。

#### ◆自立支援協議会による支援

障害者の個々のニーズに応じた適切な援助を行うために、10か所の相談支援事業所を中心に、市、教育、労働、医療、保健、福祉などの幅広い分野のメンバーで構成される「川口市自立支援協議会」において、関係機関が連携し総合的かつ継続的に支援を行います。



<sup>20</sup> Plan(計画)－Do(実行)－Check(点検)－Action(見直し)のサイクル。

<sup>21</sup> 社会福祉法第7条第1項により、社会福祉に関する事項を調査審議するために都道府県・政令指定都市・中核市に設置される機関。川口市が平成30年4月に中核市に移行することに伴い設置される。

## (2) 連携体制の強化

庁内における関係部署が一体となって計画の推進にあたれるよう、庁内の連携を強化するとともに、密接な連絡調整を行います。

また、障害者に配慮した行政サービスを提供するため、職員一人ひとりが障害及び障害者に対する理解を深め、意識の醸成を図ります。

さらには、本計画を達成するため、国や県に対し財政上の措置・支援を要請するとともに、近隣市との協力のもとに施策を推進します。

### ◆保健・福祉施策の連携強化

障害福祉課と保健・福祉関係部署の連携を強化し、乳幼児から高齢者までライフステージに応じた障害者支援の一層の充実を図ります。

また、障害者福祉施策の充実を図るため、職員研修等を通じて幅広い知識を習得し、職員一人ひとりの資質の向上に努めます。

### ◆国・県・他市町村における福祉施策の情報把握

国や県の動向を的確に把握し、本市の施策推進に活かしていきます。また先進的な取り組みを行っている自治体や団体についても、事業等の情報の収集に努めます。

### ◆国・県による支援策の検討と働きかけ

国や県に対し、障害者施策に関する制度の改善や財政措置の充実・強化を働きかけます。

### ◆障害保健福祉圏域<sup>22</sup>における近隣市との連携

広域的に対応すべき施策に対しては、近隣都市と連携を図り、効率的かつ効果的に事業を実施します。

---

<sup>22</sup> 埼玉県では、交通事情、地域の繋がり、東京都心からの距離及び生活圏などを考慮して、福祉、保健、医療の連携を図る観点から、市町村より広域的な行政単位として県内を10地域に分けた「障害保健福祉圏域」を設定している。川口市は蕨市、戸田市とともに南部圏域に属している。